

議 長	副議長	局 長	次 長	議事係長	議 事 係

決算特別委員会会議録（４）			
日 時	平成 27 年 9 月 30 日（水）	開 議	午後 2 時 30 分
		散 会	午後 6 時 37 分
場 所	第 2 委員会室		
議 題	継続審査案件		
出席委員	山田委員長、秋元副委員長、安齋・高野・斉藤・鈴木・ 酒井（隆行）・中村（誠吾）・川畑各委員		
説 明 員	市長、水道局長、総務・財政・生活環境・医療保険・福祉・建設・ 病院局小樽市立病院事務各部長、保健所長、監査委員事務局長、 ほか関係理事者		
別紙のとおり、会議の概要を記録する。			
委員長			
署名員			
署名員			
書 記			

～会議の概要～

○委員長

ただいまから本日の会議を開きます。

本日の会議録署名員に、中村誠吾委員、川畑委員を御指名いたします。

委員の交代がありますので、お知らせいたします。中村岩雄委員が安齋委員に、松田委員が斉藤委員に、中村吉宏委員が鈴木委員に、濱本委員が酒井隆行委員に、面野委員が中村誠吾委員に、小貫委員が川畑委員に、それぞれ交代いたしております。

継続審査案件を一括議題といたします。

この際、理事者より発言の申出がありますので、これを許します。

○水道局長

9月2日に提出をいたしました議案第17号小樽市水道事業剰余資金の処分及び決算認定についてのうち、「剰余金処分計算書」の記載に誤りがありましたので、訂正をさせていただきます。

別紙「計算書」中、条例第2条による処分額の欄におきまして、「自己資本金への組入れ」と記載すべきところを誤って「返済積立金に積立て」と記載したものでございます。第4回定例会本会議において正式に訂正をさせていただきますが、大変申しわけありませんでした。深くおわび申し上げます。

○委員長

これより、厚生・建設両常任委員会所管事項に関する質疑に入ります。

なお、本日の質問順序は、新風小樽、民主党、公明党、自民党、共産党の順といたします。

新風小樽。

○安齋委員

◎平成27年度除雪体制について

市長には、公務のお忙しい中、出席いただきまして、本当にありがとうございます。

また、本来であれば3番目ということでございますけれども、公明党に順番を替わっていただきまして御礼申し上げます。

端的に質問をさせていただきます。

まず、今回、私は、平成26年度決算があつてこそその27年度の除雪体制が構築されたと思っております。そして、それに対してやはり参与が市長いわく除雪のアドバイザーということであるので、私としては出席をしていただいて、そこでどのようなアドバイスをしてきたのか、何を根拠にやってきたのかというところを質疑したかったというところがございますので、出席要望させていただきましたけれども、市長から回答としては、「参与は平成26年度の決算に関する事業については関わりがなく、答弁については差し控えさせていただきますので、欠席させていただきます」というお答えをいただきました。これについて、改めて市長のお言葉で御認識をいただきたいというふうに思います。いかがでしょうか。

○市長

そのとおりでございます。

○安齋委員

執行は、確かにしておりませんが、やはり平成26年度の決算、事務事業があつてこそその新年度、27年度で、その点、どういう問題があつたからこう改善したとか、そういったところをアドバイスしているので、かわりがあるだけではなく、やはりそういったところを質疑させていただけないと、特別に市長の直轄のアドバイザーとして委任をしているのですから、出席義務は私どもはあると思っております。

ただし、我々議会としては出席要望しかできませんので、出席させるさせないは市長の判断というふうになりますので、欠席についてはいたし方ないとは思いますが、私から一言申し上げたいのは、やはりこういった回答であると、26 年度の決算にかかわってないから出席させないのだということになると、市長も 26 年度についてはかかわってないから私も出席しなくていいのだというような考えに聞き取れてしまいます。また、原課も、では 6 月に人事異動をしたから 26 年度、その現場でかかわっていませんから質問を受けませんというふうな考えになってしまいますので、私から言わせていただくと、かかわってはいませんが、正式に責任を持った発言ではないので、出席はしますけれどもその点を御理解いただきたいとか、そういったことで、少しでもこちらに歩み寄る形でお答えをいただきましたかというのが私の考えでございます。

そこで質問させていただきますが、26 年度の決算状況を見て、参与はどんなアドバイスをしているのか、市長の公約実現のためのアドバイザーですから、26 年度決算はこれだったから 27 年度はこういうふうには体制を整えていこうとか、そういったアドバイスがあったと思いますので、市長からどういうアドバイスがあったのか、そして原課にどういうふうには具申をしているのか、そういったことを伺えればと思います。

○建設部片山副参事

参与からのアドバイスでございますけれども、市長公約にかかわる 4 点、1 点目は雪捨場の増設、2 点目は除雪拠点の見直し、増設、3 点目は除雪出動体制、15 センチメートルから 10 センチメートル、4 点目はガタガタ道路の解消ということで、この 4 項目について具体的に検討等、内容についてのアドバイスをいただいております。雪捨場については、市内の視察を行いまして、こういう場所はどうかということになりますし、除雪拠点の見直しについては、今、議会でも提案させていただいております昨年度の第 2 ステーション、第 3 ステーションの間に第 7 ステーションという形で除雪を行う予定でございます。

また、出動体制 15 センチメートルから 10 センチメートルについては、主に第 2 種路線、幹線道路を中心として除雪にしっかり、それと第 1 種路線、第 2 種路線、除雪にしっかり取り組むということになります。ガタガタ道路についても、同じようにバス道路を中心ということでございますけれども、第 1 種路線も含めて路面の状態の確保に取り組むということでありまして、出動体制については、15 センチメートルから 10 センチメートルの第 2 種路線を対象にしているということでございます。

○委員長

確認のためですが、アドバイスについては、そういうことをアドバイスされたということによろしいですか。

(「それだったらメッセージャーでしょう、ただの。アドバイスじゃないですね」と呼ぶ者あり)

その点については。

(「平成 26 年度決算で何が問題があって、それに伴ってどういうアドバイスをしたかということで、今回決算特別委員会なので、それについて伺っていますけれども、今、伺ったのは、この前開かれた除雪予算に関しての、ただ参与が市長公約をお伝えしたというだけの答弁なので、それについては全然お答えになっていませんから」と呼ぶ者あり)

○建設部片山副参事

アドバイスの内容としては、決算の内容をとということではございませんが、過去の経験、それから昨年度、路面状況管理を見た上でのアドバイスということで認識してございます。

○安齋委員

片山副参事も大変苦しい答弁かと思っておりますけれども、全然私の質問にかみ合っておりません。アドバイスが何だったのかというのが必要なのです、だから参与を呼びたかったのです。ですので、もう副参事からの答弁ではお答えいただけないので、市長から、参与がどういうふうにはアドバイスしたのか聞いていますので、それについて御答弁いただきたいと思っております。

○市長

御存じのように私の公約の実現に向けてアドバイスをしていただけるということで拝聴させていただいておりますけれども、おっしゃるように、そのうちの主要が除排雪でございますから、私の除排雪の公約は、今、片山副参事からもお答えいただきましたけれども、それを具体化するための改善策としてアドバイスをいただいているというところでございます。

例えばですけれども、今までは第 2 種路線が 15 センチメートル以上降らなければ出動ができないという状況でしたけれども、それに伴って 15 センチメートルまで降らなければ積み重さなってしまう。その後、結果 15 センチメートル以上降って除雪車が出動したときには、路線の脇には多くの雪が残りやすい状態であろうと。それを 10 センチメートルにすることで出動する機会が多くなりますから、第 1 種路線と同じように、いわゆる少ない雪のうちに除雪ができ、その上、さらに雪堆積場等がその隣接する場所にたくさん置ければ、排雪に伴う運搬費等その軽減が図れる、そのようなアドバイス等もいただいております。

○安齋委員

いずれにしても、これは決算特別委員会ですので、なじまない質問になってしまいますけれども、お答えいただきましてありがとうございます。ただ、私としては除雪費の部分は、どこに問題があってどういうアドバイスをしたのかというのが聞きたいので、次の質問に移りますけれども、第 3 回定例会で民主党の佐々木議員の代表質問で、市長の答弁で工夫を凝らした除排雪方法、そして経費の抑制というふうに答弁されておりました。であれば、平成 26 年度のこの除雪費の事業の中で、どこに無駄があって、どこを工夫すればいいのか、それで 27 年度の予算を組み上げたのではないかとというふうに思いますので、これについてお答えいただきたいと思います。

○建設部片山副参事

平成 26 年度の無駄ということではなく、改善しようがあるということで理解してございます。改善の指導としては、現場の管理体制を今年度は強化いたしますけれども、そういう方策ですとか、生活路線、雪押し場の確保、こういうものを行うことによって、排雪量、それから排雪費用の抑制ということにつなげていきたいというふうに考えてございます。26 年度の除雪に無駄があったということではなく、今後、前向きに改善指導があったということで理解をしてございます。

○安齋委員

ここで聞いても、やはり私としては参与がどういうふうにアドバイスしたかでない、毎月 30 万円も市民の税金を使っているのですから、今後、誠意を持って対応していただきたいと思っております。

最後に、平成 26 年度の除雪に関しての市長の所見と、この当時の課題は何だと思って公約に載せたのか、その点についてお話を聞かせていただきたいと思っております。

○市長

平成 26 年度の除排雪に対してのということかと思いますが、17 億円を超えるという過去最高の費用がかかったという事実は、実際には先日も答弁させていただきましたが、人件費の基準が高くなってきている。さらには燃料費、その他さまざまな単価が向上しているという事実はありますけれども、やはりそれだけの金額がかかっているという事実については、財政の厳しい小樽市としては、今後もこれが続くのであれば本当に大変なことになりかねないという、そういう所感は持っております。

そのような中で、例年除排雪を行っていく中で、やはり市民の皆様からお話を聞いたり、また私自身も現場を見ていく中では、先ほどのお話ではないのですけれども、ガタガタの道路がさまざまところに存在している。さらには、道路縁に置き雪が多くて、それに対しての苦勞をしているとか、さらには雪捨場がもっと近くにあればいいのとか、そのようなお話等を受けて、それらが問題点というよりも課題として受け止めて、それを一つ一つできるところから改善をしていくことが、これからの役目になっていくのかなというような思いを持っているところで

ございます。

○安齋委員

さまざまな課題はありまして、予算があれば何でもできると、これはもうわかりきったことであります。その中でどういうふう改善していくのか、これが大変なことをごさいます、平成 26 年度の中でも市長がおっしゃるようにガタガタだったりなどという話ですけれども、そのガタガタにもいろいろな要因があって、バスが通るからガタガタになったり、昨年度で言えば、2 月、3 月の暖気で雪が解けてザクザクになって、その後、冷え込んでガタガタになってしまうとか、あとは歩道から家の雪を道路のほうに投げて、そこがまばらになってガタガタになるとかささまざまな要因がありますので、それを全部市の予算でやっていくとなると莫大な経費がかかります。私としては、平成 26 年度はかろうじてこういった形でできましたけれども、27 年度、市長のほうで工夫して体制の見直しをすると、これについては評価しております。ただし、やはりしっかりと 26 年度、そして今年度を分析して少しずつ進めていくほうが現場にも負担がかからなかったのかなというふうに思っております。

また、全国的にも、今もうどこの自治体も予算がないわけですから、協働という言葉が今かなり使われていますが、地域のボランティアに除雪車が入らない小路をやっていただくとか、そういった工夫もしていけないといけない時期に来ていますので、今回平成 26 年度の決算が出ていますけれども、これだけではなく、やはり福祉除雪のあり方だったり、トータルでこれを分析して改善をしていただきたいと思っております。

なお、最後にこういったところを参与がアドバイスしたと豪語しているのですから、ぜひ今後出席できるようにしていただきたいと思っております。直接アドバイスを、どんなアドバイスをしたのかと、私たちが聞かないと議論できませんから、せっかく除雪を改善していこうと、そのための参与だといってやっているのに、質疑しても参与はいない、片山副参事に聞いても何かよくわからない答弁になってしまうと。それだと片山副参事もかなり答弁に苦勞すると思われまので、ぜひ御本人に直接質問をぶつけさせていただきたいと思っております。市長も公務があるということで、質問はこれで終わりたいと思います。

○委員長

それでは、新風小樽の質疑を終結いたします。

市長が退席されますので、少々お待ちください。

(市長退席)

○委員長

民主党に質疑を移します。

民主党。

○中村（誠吾）委員

端的にお聞きしてまいりたいと思います。

◎医療扶助適正化事業について

まず、医療扶助適正化事業というものについてお聞きしたいのであります。それは、決算説明書の 165 ページに記載されているわけですが、医療扶助適正化事業費というものがありまして、285 万 4,160 円のこの事業の目的をお知らせしていただきたいということと、平成 27 年度から 26 年度、25 年度、24 年度、23 年度ですね、私たちの 1 期のこの 4 年間、23 年度からの決算を見てまいりますと、23 年度当時で 744 万円となっております。24 年度、25 年度の決算で約 480 万円であります。それで、この 26 年度は 280 万円なのですが、200 万円ほど大きく減額となっております。その原因はどのようなことなのか、あわせてお聞きしたいと思っております。

○（福祉）生活支援第 1 課長

まず、医療扶助適正化事業費でございますけれども、これは生活保護の適正な運営を確保するため、生活保護費

の約 2 分の 1 を占める医療扶助費についてレセプト点検をしっかりと行うことにより重複請求や過剰診療などを防いで適切な医療費請求が行われているかどうかをチェックすることで、医療扶助費の適正化を図ることを目的として行っている事業でございます。

また、この事業費が年度ごとによってかなり大きく減少しているということですが、まず平成 23 年度と比べて、24 年度、25 年度の医療扶助適正化事業費の決算額が減少しているのは、従来、レセプトというのは紙ベースのみでございました。これを 23 年度から電子データとして取り込むということを可能とするために、23 年度につきましては、新たにレセプト管理システムというものを導入して、これに伴ってレセプト管理システム導入に向けて生活保護がシステム導入しておりますので、これとのシステム連動させていくために、一時的な経費が生じたということで、23 年度の決算額が大きくなっているということでございます。

また、26 年度の決算額が減少しているということですが、これにつきましては、これまでレセプト点検業務の委託といたしましては、これは随意契約として行っておりました。これを 26 年度から、この業者選定を指名競争入札に変更したということがございます。このようなこともありまして、26 年度につきましては、入札の結果、委託金が大きく減少したということでございます。

○中村（誠吾）委員

関連いたします。2 段下に医療費審査支払事務手数料というのがあります。今、課長からありましたとおりこれもレセプトなのだと思いますけれども、この内容というものはどのようなものですか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

医療費審査支払事務手数料でございますけれども、この医療費の請求、医療機関のレセプト請求といたしましては、各医療機関から直接市へ来るわけではございません。レセプト請求は、社会保険診療報酬支払基金を通して行われることとなります。このときに、この請求内容の審査事務に係る手数料として支払基金へ支払っているというものでございます。

また、介護扶助についても同様なことがございまして、これにつきましては国民健康保険団体連合会を通して行われるということになってございます。これにつきまして、同様に介護に係る審査事務に係る手数料として国保連へ支払っているということでございます。

○中村（誠吾）委員

先ほど聞きました医療扶助適正化事業において、民間の事業者に具体的な審査基準などを示して点検をさせているのですか。というのは、少しはわかるのですけれども、生活保護を受けている人が医療扶助として病院にかかった場合、医療機関は生活保護受給者だということでレセプトを上げていくと思うのですが、レセプトが適正なのかどうかというあたりを、医療費支払事務ということで審査していると思うのです。それで問題のあったレセプトは、いろいろな形で医療機関に戻していくと思うのですけれども、その流れとの関係で、この医療扶助適正化事業に約 285 万円をかけて具体的に何を願っているのかということも、もう一度御説明願えますか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

民間事業者による具体的な申請基準などがございますけれども、先ほども答弁させていただきましたが、各医療機関のレセプトというのは、支払基金を経由して小樽市へデータ送信されるということになってございます。このレセプトデータを民間のレセプト点検業者に渡して、各レセプト内容について点検の業務委託ということでございますが、この委託業務に対しまして個別の具体的な内容ですとか基準というものは示しておりませんが、主な点検の方法、内容といたしましては、毎月のレセプトの内容の点検、どのような診療が行われているのかということになってきますけれども、このほかに 1 か月ごとではなく 3 か月ごとにレセプトを並べた縦覧点検を行って重複受診ですとか重複請求、あとは他法優先、第三者行為ですとか、そういうことが疑われるかどうかなど確認していただいて、過剰診療ですとか誤った請求などがなく適正に行われているかどうかということをチェックして、もし疑

われるものがあれば再審査請求に回してもらおうということでございます。

○中村（誠吾）委員

くどいようで申しわけないのですが、医療扶助適正化事業を、この民間のレセプト点検事業者にやっていただく中で、過誤調整はなかなか表しづらいものなのでしょうけれども、どのぐらいの医療費が戻ったかというようなどという効果が表れるのかということは、お聞かせ願えますか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

レセプト点検によつての効果でございますが、点検業務を委託して、内容点検をしてもらった結果として、平成 26 年度におきましては、約 917 万円分の過誤調整が行われたということでございます。

○中村（誠吾）委員

そうしますと、これからも生活保護を受けている方たちの医療扶助については、今、言っている医療扶助適正化事業と医療費審査支払事務手数料を払って、社会保険診療報酬支払基金の審査を並行していくというような点検が続いていくという理解でよろしいのですか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

審査支払事務の手数料とレセプト点検のほうは、ちょっと別にはなっているのですが、今後とも同じような形で事業を行っていくということになっていきます。

○中村（誠吾）委員

◎医療扶助について

次に、同じく生活保護費の中の扶助費の医療扶助について何点かお聞きしたいのですが、これも決算説明書の 166 ページなのですが、医療扶助費 44 億 715 万 4,407 円という当初予算編成における額もそうですが、大変大きな比重を占めているわけでありまして。まことに難しいでしょうけれども、この積算根拠は見積りに比して、結果的にもちろん行政ですから不用額が発生しているのですが、これは医療扶助適正化事業の効果もあったと考えますが、その点はどのような見方をすればよろしいですか。

○（福祉）生活支援第 1 課長

生活保護の扶助費の予算の編成に際しましては、決算説明書にございますとおり生活扶助をはじめとして、八つの各扶助などについて過去 5 年間ほどの決算額、それと現年度の上半期の実績から、その年度の決算見込額を請求いたします。これらと生活保護受給者数の推移ですとか、その時々々の経済情勢ですとか、そういうものを勘案して次年度の予算を見積もっているということでございます。

今、各扶助費の医療扶助についてなのですけれども、これも過去の決算額の推移を見たところ、ほぼ横ばいからほんのわずか増加しているのかなという状況でございますので、この動向を踏まえて予算の計上をしたものでございます。決算額といたしましては、やはり不用額は生じておりますけれども、ほぼ安定した見込まれた額での予算、決算であったのではないかというふうには判断しております。

○中村（誠吾）委員

大変難しい作業の中で、事は病気にかかられるということですので、もちろん積算などという言葉も皆さんに失礼なのかもしれませんが、今、お話ししていただきましたとおり一定程度安定していて積算の根拠とできる要因と、極めて支出として不安定で金額が大きくなる要因というものがあろうと思うのですよ。不用額が発生していますが、ぎりぎりまで頑張っていらっしゃるということがよくわかりますので、その中で高額な医療費の発生も想定されることを踏まえて予算見積りをしていると理解してよろしいのですね。

○（福祉）生活支援第 1 課長

予算見積りにおきまして、積算に関して安定した根拠というところまで言えるかどうかは少し微妙なところがございますけれども、過去の決算額と生活保護受給者数の推移がほぼ安定した根拠になるかというふうと考えており

ます。

また、不安定な要因、特にこれは医療扶助が不安定で予算にすることは大変難しいのですが、この金額、大きく変動させる要因といたしましては、例えばインフルエンザの大流行ですとか入院患者が増える、又は高度な医療ですとか、手術だとか必要とする受給者患者が多数生じてしまうということがございますけれども、これらにつきましては、あらかじめどのぐらいということは予測するのが極めて困難ということでございますので、一定程度、インフルエンザであれば通常、毎年ある程度の流行等がございますので、そういうことを考慮した上での予算の見積りということを行っているところでございます。

○中村（誠吾）委員

福祉部におかれましては頑張って積算をする中で、この縮減にも努めながら適正に生活保護者の方たちへの医療費の配慮をされているということがわかりました。

それで、これは医療福祉の最後になるのですが、平成 27 年度予算、現在進行しておりますが、この編成において留意されたことが何点かあればお聞かせ願いたいと思います。

○（福祉）生活支援第 1 課長

平成 27 年度の予算編成に際しましても、今まで 25 年度から 27 年度まで 3 か年で段階別実施されております国による生活扶助基準の見直しというものがございます。これにつきましては、このほかに小樽では 25 年度、26 年度と生活保護の受給者数が若干減ってきているという状況がございました。これらを勘案して 27 年度も若干減少するだろうということを考慮して予算編成をしております。

また、制度改正の関係で、国による社会保障審議会が生活保護基準部会の検討の中で、27 年度においては、住宅扶助ですとか冬季加算の見直しを予定されておりましたけれども、これらにつきましては予算編成の中ではどのぐらい変える、いつから変えるという詳細のことについては、今まで不明だったということですから、この面については予想されるけれども、予算編成においては考慮できないということで予算を考慮しております。

また、医療扶助につきましても、先ほども答弁させていただきましたが、インフルエンザなどの大流行については予測することができませんので、通常の見積りといいますか、過年度の推移を見守りながら予算の編成を行って、特別な事情については考慮していないということでございます。

○中村（誠吾）委員

◎土砂災害計画区域について

それでは、建設部に何点かお伺いしたいことがあります。

土砂災害計画区域についてであります。御存じのとおり昨年 8 月の広島県の土砂災害、そして今年 9 月の宮城県や鬼怒川の堤防の決壊等大雨による大規模な災害が発生している状況です。まずもっては、被害に遭われた方に心からお見舞い申し上げますし、いち早い復興を願うのですが、そこで本市の地域防災計画にも記載しておりますが、土砂災害警戒区域等の指定状況について、まずお伺いいたします。

○（建設）池澤主幹

指定状況でございますけれども、小樽市にはまず危険箇所が 519 か所ございます。平成 26 年度は 24 か所指定されております。18 年度から 26 年度末までの合計指定数は 197 か所となっております。

○中村（誠吾）委員

それで、区域指定されますと、どのような対策がとられるのですか。

○（建設）池澤主幹

区域指定されますと、指定区域の住民と町会へ、土砂災害から住民の生命・身体を保護するため、避難路、避難所等と記載したハザードマップを配信しております。

また、広報おたるに指定した旨のお知らせを掲載するほか、小樽市のホームページにも指定した旨の情報やハザ

ードマップを掲載して周知に努めているところでございます。

○中村（誠吾）委員

細かいことですが、一体ハザードマップというのは何枚ぐらい配布されているのか、私は、それを見たことがなかったものですから。

○（建設）池澤主幹

平成 26 年度、24 か所の指定部分でございますけれども、指定区域の住民と町会の回覧部数合わせまして、約 1,460 枚配布しております。

○中村（誠吾）委員

先ほど小樽市の危険箇所が 519 か所とおっしゃいましたが、これは全て基礎調査なり、調査というのを終えているのですか。

○（建設）池澤主幹

北海道から基礎調査の結果の通知を受けている箇所が、今は 276 か所でございます。

○中村（誠吾）委員

そうしますと、調査を受けている箇所が 276 か所で、約半分しか調査は終わっていないということなのですが、残りの危険箇所の調査はどのように進める予定なのですか。

○（建設）池澤主幹

土砂災害防止法が、平成 26 年度に改正されまして、同法の土砂災害防止対策基本指針で、おおむね 5 年程度で基礎調査を終えることを求められていることから、北海道でも 5 年以内に調査を終えたいということで聞いております。

○中村（誠吾）委員

基礎調査を求めているのは国ですか、道ですか、基本的なことで申しわけないですが。

○（建設）池澤主幹

国から求められている状況でございます。

○中村（誠吾）委員

平成 27 年度から調査を行っているということ、26 年度からかかっていると、27 年度は。

○（建設）池澤主幹

小樽市の未調査箇所は、平成 27 年度から 5 年間で調査を行うということで聞いております。今年度は既に発注されておりまして 35 か所を調査する予定ということで聞いております。

○中村（誠吾）委員

ともかく最も命にかかわるといったら申しわけないのですが、市民の安心・安全に欠かせない重要な事業の一つでありますので、早期に区域指定できるように進めていただきたいと思います。

○（建設）池澤主幹

土砂災害防止法に基づく区域指定につきましては、北海道や総務部防災担当とともに調整を行いまして、区域指定を進めてまいりたいと考えております。

○中村（誠吾）委員

引き続き、災害にも関係しますのでお聞きしたいのですが、社会インフラとして重要な道路、橋梁、トンネルは、もちろん市にもあります。これらの修繕計画なのです。平成 26 年度決算書の 201 ページを見ますと、道路ストック点検・、そして修繕更新計画策定事業費 2,260 万円何がしで、少ないように見えるのですが、この災害でわかったとおり、避難しようにもふだんから手入れをしていなくて道路が陥没したらどうにもならない、橋を渡れなかったらどうにもならないということでもあります。ですから、これらに関して市の責任として、この内容はどうい

うものなのをお示しください。

○（建設）事業課長

道路ストック点検・修繕更新計画策定事業費につきましては、道路施設の倒壊や部材の落下による第三者被害を未然に防ぎまして、道路の安全で円滑な交通を確保することや、長寿命化によるライフサイクルコストの削減を目的としまして、市道のうち幹線道路に設置されております老朽化などにより第三者被害を及ぼす可能性のある道路施設について点検等を実施し、優先順位を定めまして、費用の平準化も考慮して、今後 10 年間で行う修繕更新の計画を策定するのに要した事業費でございます。

その内容といたしましては、点検等の結果を受けまして、トンネルは 1 か所、道路舗装は 14 キロメートル、道路照明は 55 基、大型道路標識は 4 基、横断歩道橋は 1 基、擁壁は 7 か所を修繕や更新する予定としたものでございます。

○中村（誠吾）委員

大事なところなのですが、平成 25 年度に策定されたと聞いているのですが、小樽市橋梁長寿命化修繕計画というのはどういうものですか。

○（建設）事業課長

小樽市橋梁長寿命化修繕計画につきましては、今後、多くの橋梁の老朽化が進む中で、計画的な修繕の実施によりまして、安全で円滑な交通を確保しつつ、橋梁の長寿命化を図り、維持・管理の効率性を高め、修繕、更新費用の削減を目的としまして、市道に設置されております 126 橋について点検結果を基に劣化状況の進行を予測し、さらに路線の重要度などを考慮した上で、今後、10 年間に修繕を行う橋梁を計画したものでございまして、35 橋の修繕を予定しているものでございます。

○中村（誠吾）委員

10 年間とおっしゃったのですが、これらの計画は、昨年度も含めて第何次計画とかと、そういう何次計画、何次計画と打っていくものではないのですか。

○（建設）事業課長

これらの計画につきましては、今のところ何次計画というような位置づけをしているものではございません。

○中村（誠吾）委員

少し意外でした。というのは、橋でも道路でも傷んできて、それが完全に傷まないから補正して途中で頑張っていくということなので、まず違うというのであればそれはわかりました。

それで、平成 26 年度以前の修繕というのは、そうしたらどういうふうに単発でやっていたのか、あくまで計画ということなので。

○（建設）事業課長

そのような状況でございまして、それぞれ個々に対応してきておりまして、いわゆる対症療法といいますか、事後的に修繕等を進めてきたというような状況でございます。

○中村（誠吾）委員

なおよくわかりました。

それで、これらの計画に伴う、もちろん事業費であります。総体の説明をお願いします。

○（建設）事業課長

これらの事業費総体という部分でございますけれども、それぞれ 10 年間の計画期間ということで、今つくってございますけれども、道路ストック更新事業につきましては、10 年間で 7 億 2,000 万円、橋梁長寿命化事業につきましては 12 億円ほどを予定してございます。

○中村（誠吾）委員

平成 27 年度予算にこれらの関係予算は計上されていますか。

○（建設）事業課長

それぞれ予算計上をしてございまして、道路ストック更新事業につきましては 7,200 万円、橋梁長寿命化事業につきましては 1 億 2,000 万円をそれぞれ計上してございます。

○中村（誠吾）委員

それで、これの財源というのはどのように見たらいいのですか。

○（建設）事業課長

それぞれでございませけれども、国の社会資本整備総合交付金によりまして、事業費の 60 パーセントの交付金をいただきまして実施をしていく予定でございませ。

○中村（誠吾）委員

命の問題でお金の話をして申しわけないのですが、小樽市の現在の財政状況を見ますと、やはり国が 60 パーセントということであれば、単体で持ち出し 40 パーセント近くと、起債の関係もあるのでしょうかから、全部とはいかないとしても、私は負担の多くなってくることをまずは危惧しております。

しかし、今、言いましたとおり命にかかわることですから、そのように注視してはいきたいと思うのですが、災害時に非常に重要な道路、橋梁、トンネル、これらの事業は、財源の問題があるとしても早期に進めるべきだと思うのです。それでは、その事業を進めるに当たって、道路とかはわかるのですが、橋とかトンネルとかになりましたら、失礼な言い方なのですが、市内の事業者でできるのですか、保守点検やいろいろな検診みたいなことを。

○（建設）事業課長

橋、トンネルでございませますが、修繕する部分ですとか工法によっては、専門業者を必要とする場合もございませけれども、部分的なものでございませるので、工事全体としましては、市内業者、市内土木業者が担える工事内容であると考えておりまして、工種や工事費に応じて市内業者に発注していきたいというふうを考えているところでございませ。

○中村（誠吾）委員

これらに関してやはり先ほど言いました財源の問題もありますが、災害を受けたあの悲惨な状況を見ると、そのようなことを言っておられませるので、市ができる対応について十二分に検討し進めていただきたいということを私からも議会としてお願いをいたしまして、今後も注視してまいりたいということをつけ添えさせていただいて、私の質問を終わります。

○委員長

それでは、民主党の質疑を終結し、公明党に移します。

○齊藤委員

◎自殺防止対策について

自殺の防止対策についてお伺いをいたします。

まず、実態についてなのですが、平成 25 年以前の傾向あるいは推移と比較をして、26 年度の全国と小樽市の自殺者数、それから 10 万人当たりの自殺率の状況について概括的なお話をいただければと思います。

○（保健所）健康増進課長

自殺についてですが、全国の状況といたしましては、自殺対策白書によりますと、平成 10 年以降、14 年連続で日本としては 3 万人を超えておりましたが、24 年に 15 年ぶりに 3 万人を下回りまして、26 年につきましては 2 万

5,427 人と減少してきております。

本市につきましては、自殺対策基本法の施行が 18 年ですので、その前から見ますと、17 年は自殺者数は 23 人、18 年が 24 人、19 年が 24 人、20 年は 34 人、21 年は 32 人、22 年が 31 人ということで増えました。その後、23 年に 26 人ということで、24 年が 20 人、25 年が 24 人、26 年は 24 人となっております。それで 26 年につきましては、厚生労働省の人口動態の数がまだ確定しておりませんので、警察庁が出している内閣府の数字となっておりますので、この数字だけが算出根拠が異なるということですが、一度 24 年に 20 人に減ったものが 25 年、26 年ということで上昇ということになっております。

自殺率につきましては、人口 10 万人単位ということで、国は 23 年まで高い水準が続いておりましたが、26 年には 20.2 ということで低下しております、国は低下しております。

小樽市につきましては、自殺率ですが、17 年が 16.2、18 年が 17.2、19 年が 17.5、20 年に上昇しまして 25.1、21 年は 24、22 年は 23.6、23 年が 19 と低下しまして、24 年も 15.6 まで低下しましたが、25 年に 19.1、26 年は 18.9 ということで横ばいということになっております。

○齊藤委員

小樽で見ますと、平成 20 年、21 年、22 年あたりが結構高いピークになっていて、23 年から少し下がって、24 年は全国よりもより急角度で減少して 15.6 ということで大変よかったなという傾向だったのですが、25 年が 19.1、26 年も警察庁の数字ですが 18.9 という、結構ぶり返しているというか、いったん下がったものが、また上がり始めているというあまりいい傾向ではない状態で今に至っているのではないかと思います。

概括的な話はわかったのですが、以前に私が質問して、年代別とか職業別あるいは原因・動機別などの分析については、従来は行われていないという御答弁をいただいているのですが、その後、そういった分析ができるような体制づくりなどについては考えられておられるのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

分析の体制づくりといいますと、精神保健担当ということで、相談員が 1 名と保健師 1 名で担当しておりまして、日ごろの相談ですとかそういう数的なものも一部整理をしているところでございます。

○齊藤委員

その相談員 1 名と保健師 1 名ですか。

相談員という方は、どういう資格の方なのですか。

○（保健所）健康増進課長

相談員は、精神保健福祉士の有資格者でございます。

○齊藤委員

それで、その分析なのですが、今の御答弁は、そういう体制ではなかなか難しいというニュアンスの意味合いだと思うのですが、具体的にどういうところが分析するような体制として難しいのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

分析といいますのは、警察庁が出しています内閣府の統計というので小樽市の部分も把握できるところは把握することは可能です。ただし、それ以外のことにつきましては、保健所といたしましては把握するということができまませんので、既存の資料としては内閣府の統計を用いてということになります。

○齊藤委員

それでは、そもそもそういった年代別あるいは職業別等の分析を行う必要があるとお考えでしょうか。そもそも必要ないのだったらやることもないという話になりますから、そういう分析は必要だとお考えですか。

○保健所長

自殺に至った方の原因分析というお話かというふうに伺ってございますが、自殺の原因ですね、たしか今、分析

とおっしゃいましたので、分析の対象となる自殺の現数をまずは把握している部署が分析ということで可能になってまいりますが、市内で不審死、病死以外の死亡が見つけれられた場合に、それを一義的に掌握するのは警察でございまして、その一例一例、この方がいわゆる自死であったのか、あるいは突然死であったのか、あるいは事故死であったのか、それは警察が分析の非常にできる部署であるというふうに私どもは思っております。

警察が一例一例の不審死の分析を行った結果を、私どもは情報として入手することができますので、委員のおっしゃっている自殺の分析を保健所で行えるかどうかという点を考えますと、私どもは警察に一度入った情報のうち、警察が外へ出した情報を入手するという方法しかございませんので、自殺の分析ということについては、なかなか今以上のことはできかねるかと思っております。

○齊藤委員

分析ということで、いわゆる剖検のことではないのですね。個々の自殺者がどういった心理的な過程で自殺に至ったかみたいなケースを分析すると、そういう分析ではなくて、社会経済的背景だとか、数的な把握をして、どういう対策が必要だとか、そういう意味の分析です。ということにおいては、内閣府自殺対策推進室から、平成 21 年ぐらいから地域における自殺の基礎資料ということで、毎年度毎月出されています。具体的にどういう方がということが年代別、それから職業別にかなり詳しいデータが公表されていますので、小樽市についてもしっくりわかるのですね。毎月、毎年、年度ごとに職業も、かなり細かいところまでわかるようになっています。そういうところを検討することが、本市におけるいろいろな自殺に対する対策をとる上で必要があるのではないかと、効果的なことなのではないかというふうに思うわけですが、その必要性についてどのようにお考えでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

内閣府の統計につきましては、保健所で職業別の自殺の割合ですとか、自殺の動機、原因ですとか、あと年齢別ですね、そういうものにつきましては、統計としては、一応ためてまとめているところでございます。

○保健所長

私の答弁も不行き届きで申しわけございません。剖検という意味ではございませんで、自殺に関する一般的に例えば健康上の理由だとか、経済上の理由だとか、あるいは不祥とかというふうにして原因もおっしゃったように例えば年齢別、職業別も出されておりますが、それを出せる、そういった情報を出せる、それから統計を出せる部署といいますのは警察でございまして、私どもは警察が出された内容について、その数字を拝見するという立場にございまして、今の委員から警察が出している数字について、それをもう少し深く吟味したほうがいいのではないかと御提案かと思っておりますので、それについては検討させていただきたいと思っております。

○齊藤委員

具体的にもう少しお聞きしたいと思いますけれども、平成 27 年 3 月に出された 26 年の地域における自殺の基礎資料というので、自殺日別・居住地別で、26 年の自殺者は小樽市において 24 人ということで、その内訳がずっと年代別、20 歳未満の方、20 歳から 29 歳、30 歳から 39 歳、それぞれ出ています。その中で年代別があつて、さらに職業についてもかなり詳しく出ています。その職業というか、むしろ無職のところ非常に気になるのですけれども、26 年に小樽市で自殺した方が無職という分野で 11 人いらっしゃいます。うち 7 人は男性ですが、その無職の中でも主婦というのが 2 人、それから失業者というところがゼロ人、年金・雇用保険等生活者というのが、そういう分野で 5 人、それからその他の無職者という分野があるのですけれども、この分野で 4 人の方が自殺をされていると。そのその他の無職というのはどういう分野のことを言っているというふうに把握されていますか。

○（保健所）健康増進課長

その他の無職者というのは、主婦、失業者、年金・雇用保険者など生活者以外の全ての無職者ということで、浮浪者とか、あとはニートとか引きこもりの方でお仕事についていらっしゃらない方も含めて、ほかのところに入らない方が全て入るということで内閣府に確認をとっております。

○齊藤委員

ということは、いわゆる全体で 24 人の中で無職という分野の方が 11 人いて、いわゆる年金・雇用保険等生活者のところに 5 人ですね、そして無職の 11 人のうちの 4 人が、いわゆるその他の無職というところなのですね。ということは、いわゆる生活困窮者と言われるような部分に対する施策というものが、自殺を防ぐ上でかなり重要な要素なのではないのかというところが、こういうような内訳を、今、簡単にですけれども、ほんの少し見ただけでも、そういった把握とといいますか、どこに対策を打つべきかみたいところは相当に把握できる内容だと思います。これが毎年毎年、むしろ毎月これが内閣府から地域で対策をとってくださいということで、毎月、毎年、ずっと出ているわけですね。それをただ見過ごしているのではなくて、きちんと見て把握して、どういう対策をとるかということをしきりと検討するということが、今、大事なのではないかと。こういういったん下がった自殺者数が、今この 2 年、3 年上がってきていますよね。こういったところできちんと対策を取り直すと、体制をつくり直すということが大事なのではないかなと思いますけれども、もう一度御答弁をお願いします。

○保健所長

先ほど御答弁申し上げましたように警察から公表されている数字について、いま一度吟味はさせていただきたいと思っておりますが、ただ私どもが考えますに、一般論として自殺の原因とされているものとしたしましては健康に伴うもの、健康課題によるもの、経済的な状況によるもの、鬱病によるもの、その他いろいろございます。職業のあるなし、あるいはどのような職についているかということ、プラスやはりその個人の方の健康問題、あるいは御家族の健康問題といったものが、どの程度そのお一人の方の自死の最大要因であったかということになりますと、大変極端な事例で申しわけございませんが、例えばここに引きこもりの方がいらっしゃって、この方が自殺をなさったといっても、その方の原因が引きこもりが原因であったというふうに特定することができないのが自殺というふうに私どもは捉えてございます。自殺の原因というのは、本当に個別個別に当たって、そしてこれがこの方の原因なのだとして特定することが可能な事例の中でしか検討ができないものだというふうに思っております。あまり御期待にお応えできる答えになっていないかもしれませんが、やはり一般論として言われているとおり健康状態で、病気になるなら、それから高齢になったなら、それから家族が病気になるなら、それからその受止めですね、それから経済状態とかあるいは鬱病の関与、こういった複数の要因がその方の中でどれがどの程度関与したのかということで、自死の原因というのは探っていくことになりますので、それを分析可能な情報を残さずして自死をされた方につきましては、やはり警察としてもいかんともしがたいのかと思ったりもしております。

長い答弁で申しわけございませんが、厳密な自死の要因分析というのは、そう容易なことではないと思っておりますが、一般論といわれております健康問題、経済問題、鬱病の問題、こういったものは昔から言われておりますので、私どもとして可能な限り鬱病対策に取り組んでまいりたいと思っております。そのためには、やはりこころの相談窓口が皆様によく知られ、そこに御相談が来てくだされば、その鬱病対策で困っていらっしゃる方の支えの一助になるのかというふうにも思っております。

○齊藤委員

今、所長に御答弁いただいたことが、いわゆる剖検といいますか、心理的な原因について極めるという、その剖検を私は小樽で現に保健所でやってくださいと言っている意味では全くございません。そうではなくて、いわゆる少なくともこの地域における自殺の基礎資料というような形で内閣府から提供されている資料、こういうデータがあるわけですから、小樽市についてこういう数ですよということが、毎年、毎月表されているわけですから、そういったものを把握しながらどういう対策が必要なのかと、例えば生活困窮者に対する施策を充実しなければならないのか、あるいはこころの相談窓口をもう少し増強しなければならないのかという、そういう政策判断の糧として、こういうデータが活用されるべきではないのかというふうをお願いをしているわけで、それは大体わかりましたので、よろしいです。

それでもう一点、男女差について伺いたいと思います。これは、別に詳しい年代別なうんぬんとか、あるいは職業的なうんぬんという話ではないのですが、従来から本市においては非常に男性の自死が多くて、10 万人当たりの数字でも非常に高いと。女性については、比較的、全国・全道と比べてもあまり高くはないという状況がずっと傾向としてありますけれども、この全国・全道としても、女性はあまり高くないのに男性においては結構高い値が出ているという、この男女差についてはどういうふうと考えられるかについて御答弁をいただきたい。

○（保健所）健康増進課長

男女差につきましては、確かに自殺率の男性と女性を比較しまして男性の自殺率は、小樽市につきましては全国・全道に比べて高い状況でございます。女性につきましては、全国・全道に比較して自殺率は低いという状況ですが、この理由につきましては、保健所としては把握しておりません。

○齊藤委員

もう一点、先ほどのデータにかかわってですけれども、平成 24 年に対して 25 年、26 年とぶり返しというか戻ってきている、増えている原因というのは、どういったところにあるというふうにお考えでしょうか。先ほどの年代別あるいは職業別のデータ等に鑑みても、その原因を完全に特定するみたいなことはできませんけれども、その判断のどういう理由で、こういうふうにもたぶり返してきているのかということ考察する手がかりぐらいにはなるのではないかと思いますので、どうでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

自殺率が高くなった理由といたしましては、年齢別の自殺者数を見ますと、20 代、30 代、40 代で増加している。あと、50 代、60 代、80 代は減少、70 代が増加ということで、年代による自殺者数の増減ということになります。

○齊藤委員

確かにこの年齢別を見ますと、わりと若い年代層というか、そういったところで急に増えているなというのは見えますけれども、では質問を変えます。

地域自殺対策緊急強化推進事業について、平成 25 年度について自殺予防チラシというのが 340 部配布となってますけれども、26 年度は何部配布されたのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

平成 26 年度の実績につきましては、686 か所に 2,572 枚チラシを配布しております。

○齊藤委員

平成 25 年度で 340 部配布となっていたのですけれども、急に何かすごく増えたのですね。このチラシというのは、具体的にどういうチラシなのか、お示しいただきたいのですけれども、よく病院とか調剤薬局等で、ポスターのような形で張られているのを見ることがあるのですが、理由はともかく生きていてほしいという、そういうチラシ、ポスターがあるのですが、そのことなのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

委員がおっしゃるように「理由はともかく生きていてほしい！」というチラシで、インパクトのあるものということでデザインを考えております。その中には、小樽市保健所といのちの電話ということで、道の相談の電話番号が書いております。この「理由はともかく生きていてほしい！」というのはこちらのチラシでございます。

もう一つは、保健所のこころの健康相談のチラシということで 2 種類あるということでありまして、こちらのほうも保健所のこころの健康相談で、どんなことでもお電話くださいというようなこととかを PR するもので、この 2 種類を配布しております。

○齊藤委員

大きさは A4 ですか。

○（保健所）健康増進課長

大きさは両方とも A 4 でございます。チラシということでお配りしていますが、中にはそれを掲示されているところもあろうかと思えます。

○齊藤委員

何か数年前ぐらいには A 4 ではなくて、何かもう少し大きい判の同じようなポスターみたいなものはなかったでしたか。ずっとこの A 4 でしたか。

○（保健所）健康増進課長

ポスターをつくっているところなどに配布していた年度もございます。最近では、チラシにさせていただいております。

○齊藤委員

ポスターも昔はあったのですよね、何年か前はね。同じデザインで、たしか拡大版みたいなポスターみたいなものがあった、それがいつの間にかなくなって、チラシがぺたぺたたまに張ってあったりというふうに見ていました。この平成 25 年度について、チラシが 340 部というのは、いかにもチラシとしては部数が少なくて少し不思議に思ったのですけれども、これはあくまでもチラシとして 340 部配布されたのですよね。それで、平成 26 年度については、2,572 部ですか、2,572 枚というか、チラシの配布になったようなのですが、この辺何かよくわからないのですけれども、どうなのでしょう。

○（保健所）健康増進課長

チラシの配布といいますものは郵送料とかもいろいろかかりますので、いろいろ工夫をしながら、その年度、違う事業所でお配りするすとか、施設にお配りするとかということで、担当のほうで考えてやっております。ということで、平成 25 年度は 340 部ということになっております。

○齊藤委員

やはりチラシの枚数としては 1,000 枚とか 2,000 枚とかという単位ならわかるのですが、360 枚チラシを配りましたというのはどうなのかなという、少し不思議に思いました。

それから、街頭キャンペーン 2,000 名というのがありますけれども、平成 24 年度、25 年度、小樽市の保健行政に載っているのですけれども、26 年度は何名だったのかということと、この 2,000 名というのは、どういうふうにしてカウントをされて 2,000 名と言っているのでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

2,000 名といいますのは、街頭キャンペーンということで行ってございまして、8 月と 12 月に街頭キャンペーンを場所を変えて都通り商店街ですとか小樽駅前で行ってございまして、ポケットティッシュの中に自殺予防啓発用の小さいミニチラシを入れまして、そしてそこに相談のことで書いたものを市民お一人お一人に手渡しで、職員がお渡しして声をかけてキャンペーンしているところでございます。そのポケットティッシュ配布個数が 2,000 個ということでございます。

平成 26 年度につきましても、第 1 回目のキャンペーンを 8 月に都通り商店街で、市民の皆様にポケットティッシュに相談窓口の紹介のミニチラシを入れたものを一人一人に 1,000 個配布しております。

それと、12 月にまた街頭キャンペーンを行う予定で、こちらのほうにつきましても小樽駅前 1,000 個を配布する予定になっております。

○齊藤委員

もう一点、細かいことで申しわけないのですけれども、保健所のホームページの自殺予防に関する情報というページを見ますと、これ自体大変よくまとまっていてわかりやすくいいのですけれども、最後のほうに、こころの健康相談のチラシ、それからこころの健康相談の啓発ティッシュの作成ということが書いてあって、街頭配布を年

2 回、保健所玄関などで配布していますということで、これは先ほど言ったチラシ、ポスターとはまた別の話で、あるいはまた街頭キャンペーン 2 回というのも、このホームページに書いてあるのと小樽市の保健行政に載っているのと、何か紛らわしいというか、似ているようで違うようで何かよくわからないのですけれども、この辺を整理していただきたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

委員がおっしゃるこの保健所の保健行政に書いてあるものところの整合性のことですが、ホームページに出ているところの健康相談啓発ティッシュの作成というところにつきましては、自殺対策のチラシとところの健康相談の窓口の周知をあわせて行っていますので、このような書き方になりましたということで、総合的に取り組んでいくということですので、このような載せ方になっておりますが、わかりやすくさせていただきたいというふうには思います。

○齊藤委員

少しわかりづらいというか、丁寧は丁寧なのですが、もう少し徹底していただきたいと思います。

最後に、相談援助技術専門研修について伺いたいと思います。これは、年度としてはいつから始まって、それぞれの年度ごとにどういう幾つの機関で何名が参加されたとかということ年度を追って、あと各年度のテーマとか講師等についてもお示しいたきたい。

○（保健所）健康増進課長

この自殺予防に関する相談援助技術研修につきましては、平成 23 年度から年 1 回、開催しております。第 1 回の 23 年度につきましては、講演会ということで、「死にたい！」という言動の背景を考える」、自殺と精神疾患の関係性、相談対応の頻度ということで、石橋病院の白坂院長に講義をお願いしています。

あともう一つの講演としましては、我が子を失って感じる、考えることということで、自死の遺族の方にお話をいただいております。

参加者は、26 施設、77 名となっております。

24 年度につきましては、研修として DVD の視聴と解説ということで、「こころのサインに気づいたら」というわかりやすい DVD がございますので、それをごらんになっていただくと。その後に講演ということで、「相談業務における面接技術と臨床心理について」ということで石橋病院の臨床心理士の山本氏をお願いしております、参加は 35 施設、71 名となっております。

25 年度につきましては、「森田療法悩みの瞬間的解決」ということで、森田療法の話石橋病院の診療部長の医師をお願いしております。

それと、その後に 24 年度にも見ていただきましたが、DVD 視聴、「こころのサインに気づいたら」ということで民生委員編というのがございますので、そちらを視聴していただき、悪い対応、よい対応ということで学んでいただいております。

その後に来た方の情報交換と近況報告ということで、地域包括支援センターの方とか民生・児童委員の方とか警察署の方、あとおたる相談支援センターの方、あと福祉部生活支援課の方にお話をいただいております。参加は 46 機関、107 名となっております。

26 年度につきましては、「法律家が経験する相談業務の悩み」ということで、菰田弁護士にお願いしまして法律家はバイスティックの 7 原則を実行できるのかとか、弁護士の相談業務の特性は何かとか、できる仕事とできない仕事の断り方のようないろいろなことで、法律家の方から講義をいただき、その後にグループワーク、情報交換ということで相談機関の特徴とか処遇困難事例に対する見方と考え方とかということで情報交換とか意見交換をしております。参加は 46 機関、71 名となっております。

27 年度、今年度はこれからですが、11 月に行う予定となっております。これは、講演としましては、「家族支援

のあり方の検討「自殺に近づく心理を理解し支える」ということで、札幌医科大学の保健医療学部看護学科の吉野教授をお願いして、講義の後にグループワークということで事例検討会を行う予定となっております。

○齊藤委員

若干年度によって人数には増減があるというか、参加した機関、施設数はだんだん増えてきているみたいなのでいいと思います。

平成 27 年度はこういういい内容の講演がされるということであれば、いわゆる専門機関の方ではない一般の方が聞きたいという可能性もなきにしもあらずではないかと思えます。そういうなきにしもあらずの一般の人が聞きたいという場合はどうなのでしょう。

○（保健所）健康増進課長

平成 27 年度につきましては、講師とも打合せをしております、専門職ということで限定して講義をいただいてグループワークということになっておりますので、大変申しわけございませんが、一般の方につきましては、広く PR をしております。

○齊藤委員

ぜひ、できればですけども、来年度等にこういった内容でどこまでのレベルかというのはまた別ですけども、一般の人が聞いてもわかる、わかってためになるというような、こういう家族の方の、今年度の内容は家族支援のあり方、自殺を防ぐかかわりという非常に時宜を得たというか、一般の人も聞いてためになると思う内容なので、ぜひ一般の人も聞く機会を考えていただければというふうに要望をして、御答弁があれば御答弁いただいて終わりたいと思います。

○保健所長

今まで私どもが進めてまいりました事業の目的でございますが、これは自殺にかかわらずでございますが、自殺を取り上げて申し上げます、多くの要因が、どれが原因ということが特定できないほど複雑な事情でございますので、市内の各相談機関、こういった形でこういった悩みで市民の方が行かれるのかわかりませんので、各相談機関がお互いの連携をとり、そしてお互い、こころの相談についても周知をさせていただき、各相談機関、相談を担当する方々の資質を上げる中で、お互いが連携をとり合っていくという目的でやっております。

一般市民の方へ向けての啓発ということになりますと、これの規模もかなり大きくなりますし、目的が変わってまいりますので、私どもは当面は専門機関がきちんと仕事ができる、そして連携ができる、これを目指して進めてまいりたいというふうに考えてございます。

○委員長

公明党の質疑を終結し、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 3 時 59 分

再開 午後 4 時 20 分

○委員長

休憩前に引き続き、会議を再開し、質疑を続行します。

自民党。

○酒井（隆行）委員

今日は、事務執行状況説明書に沿って、質問をさせていただきたいと思いますが、まず 36 ページになります。

◎小樽市いなきたコミュニティセンター・市民会館・市民センターなどの利用状況について

いなきたコミュニティセンターですとか市民会館、あるいは銭函市民センターの利用状況ということで示されております。ここ 3 年ないし 5 年ぐらいの利用状況の推移について簡単に説明していただきたいと思います。

○(生活環境) 小山主幹

今回の数値につきましては、平成 24 年度から 26 年度までの平均の数字を述べさせていただきたいと思います。事務執行状況の順番に合わせて御報告いたします。いずれも施設合計の数字でお話しいたします。

まず、いなきたコミュニティセンターですが、平成 26 年度の件数が 5,326 件、3 年平均で 5,314 件、人数につきましては 26 年度 6 万 4,206 人、3 年平均は 6 万 7,382 人となっております。

続きまして、市民会館ですけれども、26 年度合計件数が 708 件、3 年間の平均は 729 件、人数につきましては 26 年度の人数が 8 万 895 人、3 年平均が 7 万 1,553 人となっております。

続きまして、公会堂ですけれども、26 年度件数が 576 件、3 年平均が 615 件、人数につきましては、26 年度 2 万 4,238 人、人数は 3 年平均で 2 万 5,386 人となっております。

市民センターは、26 年度件数は 4,573 件、3 年平均は 4,666 件、26 年度の人数につきましては 9 万 2,825 人、3 年平均につきましては 9 万 7,022 人となっております。

銭函市民センターにつきましては、26 年度 2,891 件、3 年平均は 2,658 件、人数は 26 年度 2 万 8,951 人、3 年平均につきましては 2 万 8,238 人となっております。

○酒井(隆行) 委員

多少増減がある施設もあるかと思うのですが、これについてはどういうふうに分かれていますでしょうか。

○(生活環境) 小山主幹

この人数につきましては、特に大きな要因はございません。会議室につきましては、大体固定した利用者がいらっしゃると思いますので、考えられる部分につきましては、イベント関係とかが考えられると思います。

○酒井(隆行) 委員

運営上、それから管理上で、特に何か特徴的なことがあれば、御紹介したいと思いますが、いかがでしょうか。

○(生活環境) 小山主幹

いずれの施設につきましても、指定管理者が入っております、ここの指定管理者の場合、自主事業ということをやっております。各施設ごとに皆様の利用を促進していただくためにいろいろな考えを、民間のノウハウを使いまして自主事業を計画していただいております。この自主事業に参加する方がどんどん広まってきているということもあると思います。利用自体は減ってはおりますけれども、自主事業の質と回数とかにつきましては、近年、皆様頑張っていらっしゃるというふうには拝察いたします。

○酒井(隆行) 委員

今、利用促進ということでお伺いしましたが、主だったもので結構なのですが、利用促進についてのもう少し詳しい内容をお聞かせいただけますでしょうか。

○(生活環境) 小山主幹

促進の中身ですけれども、少しはしょってお話ししますが、まず市のホームページに各施設のホームページを入れております。また、施設ごとにパンフレットをつくったり、月ごとのお便りという形でつくって各施設に配置しております。

また、先ほども申し上げましたとおり自主事業の充実ということで各指定管理者ごとに頑張っております。

また、いなきたコミュニティセンターと市民会館、公会堂、市民センターの指定管理者が同じところなのですけれども、ここで例えば市民会館のあきぐあいが、例えば利用したいのですけれども使えないという場合、いなきたコミュニティセンターと連携しております、あきを提供するというか御紹介するような形で施設が埋まるような形で皆さん努力をしております。私どもも市ですけれども、ほとんど指定管理者がメインではやっています

が、例えばこういう会議をしたいのだというような形があれば、私どもも各施設の状況を見て御案内するような形で、市も協力しながら利用促進に努めているところであります。

○酒井（隆行）委員

今、小樽市は人口減少ということで大変問題になっておりまして、5年後、10年度を見据えて利用促進もそうなのですが、ここにこういう施設があるということは、ここからまたコミュニティが生まれていくわけでありまして、指定管理者のみならずいろいろ知恵を出し合って、さらなる利用増加に向けて取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

次に、健康増進事業の各種健康診査のがんの受診率についてお伺いをさせていただきたいと思いますが、説明書の中の69ページの17になります。各種がんの検診者数ということで数字が載っています。これについても直近の推移について簡単に説明していただきたいと思います。

○（保健所）健康増進課長

がん検診の受診率の推移ですが、胃がん検診につきましては、まず平成24年度が7.5パーセント、25年度が7.3パーセント、26年が7パーセントでございます。

肺がん検診は、24年度が9.6パーセント、25年度が10パーセント、26年度が9.6パーセントでございます。

子宮頸がん検診につきましては、24年度が39.5パーセント、25年度が34.7パーセント、26年度が32.2パーセントです。

乳がん検診につきましては、24年度が32.3パーセント、25年度が28.5パーセント、26年度が27.5パーセントです。

大腸がん検診につきましては、24年度が18.9パーセント、25年度が18.2パーセント、26年度が17.9パーセントとなっております。

○酒井（隆行）委員

毎年、検診率をお伺いしておりまして、多少の入り繰りはありますけれども、ほぼ横ばいということでお聞きしました。

平成26年度の検診率を上げるための主な取組などがあつたら御紹介いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

平成26年度の取組につきましては、広報おたるにPRを毎月載せております。それとホームページでございます。あとは、医師会、歯科医師会、薬剤師会を通じて医療機関に置いていただくということでチラシを配布、女性の健康習慣ですとか、1歳半健診、3歳児健診において女性のがん検診チラシを配布、生活保護世帯へは生活支援課に御協力をいただきましてチラシを配布しております。あと、特定健診との同時実施ということで利便性を高めるということで行っております。

また、3歳児健診対象者につきましては、通年ですが子宮頸がん検診チラシを配布するとともに国保の新規加入者へのチラシを同封していただいております。

それと、ちびっこフェスティバルというような事業がございますが、そこでの啓発と、あとはピンクリボンのイベントということで5月と10月にピンクリボンのイベントに協力というか、一緒にさせていただいて啓発をしております。

あとは、おたるスポーツフェスティバルというのが年1回ございますが、小樽体育協会に御協力いただきまして、そのときに肺がん検診車を日本対がん協会にお願いしまして来ていただきまして、肺がん検診を受けていただくということ、それと「Wa-O!」というミニコミ誌がございますが、母親たちがよく目にされるといいますので、そういうミニコミ誌にも掲載をすとか、あとは、北海道中小企業家同友会との連携でがん検診の情報提供をさせ

ていただくというような取組をしております。

○酒井（隆行）委員

さまざま取組がなされたということで、数字が極端に落ちていないのは、こういう努力のたまものかなというふうに評価もしているのですが、受診率が伸びない原因というのは、どのように分析されていますでしょうか。

○（保健所）健康増進課長

なかなか受診率が低迷している状況につきましては、平成 22 年度に地域診断事業で行ったときに把握しておりますが、年配の方につきましては、いざというときには医療機関に相談できるからという理由、若い世代の女性につきましては恥ずかしいからというような理由、あとは、乳がん検診ですと、マンモグラフィーという機械が少し痛いというようなことですかの理由がございました。そういう意識があることにつきましては把握はしておりますが、この意識改革というのでしょうか、そこがなかなか進んでいないというようなことがあろうかと思いません。

○酒井（隆行）委員

そのとおりだと思います。何が言いたいかといいますと、なかなか特にがん検診というのは人に移るものでもないので、例えば風邪を引いたとかインフルエンザであれば、すぐ病院に行くということも考えられるのですが、これは自己管理の部分が多く含まれているところもありますので、なかなかいろいろ取り組んだから、すぐ受診率が上がるという話にもならないと思います。だからゆえにずっと続けていただきたいというのと、あとはやはりアンケート調査などでいろいろ原因がはっきりしているのであれば、その意識改革という部分で取り組んでいращやるのは存じておりますが、とにかく続けていただきたいというのが一つ要望です。

それと、全道的なところで見ますと、受診率が上がったという他都市の事例もありますので、その辺も研究していただいて、引き続き取り組んでいただきたいと思いますので、よろしく願いいたします。

◎建築指導課の各種相談業務について

次に、83 ページになりますが、建築指導課の取組の部分で、相談指導業務というのがありました。これは（1）（2）となっていて、各種相談業務というのが 252 件ということで示されていましたが、具体的なこの相談業務というのは、何を相談されて 252 件という数字が上がっているのか詳しくお答えいただきたいと思います。

○（建設）建築指導課長

各種相談業務ということで 252 件だったのですが、内訳に関しては細かく出していないのですが、落雪に関しては 81 件ありました。あと空き家に関しては 102 件、ただこれはお互いに重複しているものがあります。空き家で落雪があるとか、そういった重複したものがあります。あと、そのほかに関しては道路の相談、私道路の相談とかそういったもので合計して 252 件ということでございました。

○酒井（隆行）委員

それで、（2）で防災指導ということで三つ上がってございました。防災視察における指導、これが 8 件。それから、今、答弁の中にもありました落雪のパトロールにおける指導というのがこれがゼロ件と示されてございました。それと、違法建築物防止週間パトロールということで 12 件ということで上がってございました。この辺の詳しい業務内容を示していただきたいと思います。

○（建設）建築指導課長

まず、防災査察における指導についてですが、国からの通達によりまして、春と秋の年 2 回、防災週間に不特定多数の人々が利用する建築物につきまして、消防本部と合同で建物の維持・保全状況の査察や啓発活動を行うもので、平成 26 年度は春と秋で延べ 4 日間で 8 件を対象に実施しております。

また、その査察の結果なのですが、7 件に是正指導をしております。主なものとしましては、非常用照明の電灯がつかない、あと避難経路に物品が置かれていて確保されていない、そういったものがありました。

続きまして、落雪パトロールにおける指導についてですが、小・中学校の 3 学期が始まる前に、通学路の安全確保のために沿道建築物に落雪のおそれがあるかどうかをパトロールするもので、26 年度は 1 月 13 日に実施しましたが、暖気の影響で屋根から雪が既に落ちていたり、屋根の雪が少なかったため、市道はたまたまゼロ件でした。

続きまして、違反建築物防止週間パトロールについてですが、国からの通達によりまして、違反建築防止週間に違反建築物がないか市内一円をパトロールするというもので、26 年度は 10 月 20 日に 12 件を対象に実施しまして、建築中の工事現場で工事管理が適切に行われているかどうかを確認しまして問題はありませんでした。

○酒井（隆行）委員

◎ドリームビーチ海の家について

この違反建築物の部分でもう少しお伺いをしたいと思うのですが、例えば今夏というか暮れから問題になっていた銭函のドリームビーチなど、この部分についてはどこに入るのか、まずお聞かせいただきたいと思います。

○（建設）建築指導課長

ドリームビーチの海の家につきましては、仮設建築物の許可ということで、今年の 3 月 31 日までに撤去するというので、それが撤去されないで違反ということになりましたのが 4 月 1 日からですので、平成 26 年度にはカウントされないで 27 年度に分からカウントされることとなります。

○酒井（隆行）委員

ドリームビーチの違反建築物というのは、何年も続いているということだったのですが、それまでは指導されていなかったということで、よろしいのでしょうか。

○（建設）建築指導課長

それ以前、今年度の 4 月 1 日以前は、書類的には毎年仮設建築物の許可申請が提出されまして、市も 1 年ということで許可をするというのが繰り返されて行われてきました。それは、法的には違法ではないということなのですが、ただ小樽市のコンプライアンス委員会から、そういった法的には問題ないのだけれども、許可期間を 1 年以内なのですが、海の家は夏しか使わないのに 1 年は長いということと、あと毎年 3 月 31 日までに除却することとなっているのですが、それを確認しないで、次の年に新たに許可している、それは行政の権限行使の面ではまずいのではないかとということが指摘されました。

ただ、違反ということになったのは、今年度の 4 月 1 日からということですよ。

○酒井（隆行）委員

それまではパトロールなどもしていなかったということで、市としては気づかなかったということでよろしいですか。

○（建設）建築指導課長

いえ、気づかなかったということではなく、建物があるということはわかっていたのですが、解体、除却されていることを確認するということがおろそかになっていたということです。

○酒井（隆行）委員

違反建築物防止週間パトロールというのが、平成 26 年で言うと 10 月 20 日に行ったということですね。これは、市内全域ということでよろしいですよ、確認させてください。

○建設部松木次長

違反建築物防止週間パトロールにつきましては、これは国から 10 月ぐらいにやってくださいということで毎年来ているものがございますけれども、これにつきましては市としては、工事現場の中で確認申請が出ていて、まだ完了届が出てきていない、そういったものの物件を中心に少しやっていたというような状況の中で、通常の全て小樽市内をパトロールしてということではなくて、一定程度ターゲットを絞った中で、この週間のパトロールはやってございます。

○酒井（隆行）委員

この週間パトロールというのは、そういうことということですね。

（「そういうことです」と呼ぶ者あり）

わかりました。それは理解できました。ただ、要は私が聞いているのは、ドリームビーチの違反建築物というふうになったのは、この 4 月からですよという話でしたね。では、その前はどのような取扱いだったのでしょうか。法律上は違反ではないという答弁もありましたが、法律上、それは違反の建築物に当たると思うのですけれども、どうでしょうか。

○建設部松木次長

今、委員が御指摘のとおりドリームビーチにつきましては、従前解体がされていないということで一定程度私どもとして認識をしてございまして、一定程度の指導をしてございましたけれども、基本的に撤去・解体ということが 3 月 31 日ということで、今年度からきちんと違反建築物ということの中で処理をしてきたと、それで現在も指導をしているということでございます。

（発言する者あり）

○酒井（隆行）委員

その処理がよくわからないのですけれども、要はこれは平成 26 年度の決算なので、違反建築物という部分で、先ほどの答弁でいくと、4 月以降、違反建築物だという話だったと思うのですけれども、その前も違反建築物、違反の建築物だったということだと思えるのですよね。という話になると、ここに数字が上がってくると思うのですけれども、ここには含まれているということなのですか。

○建設部松木次長

今、お話ししましたとおり、あくまでもこの防災指導の中のこういった件数の中には、今、含まれてはございません。そして、今回、ドリームビーチにつきましては、解体、それから撤去というそのことのほうが私どもで確認していかなかったという事実がございます。そういった中で、今回、今年 3 月 31 日になっても解体されていないということで違反処理ということの中で、現在、ドリームビーチ協同組合に指導しているという状況でございます。

○酒井（隆行）委員

済みません、私の聞き違いかもしれないのですけれども、それまでも確認されていたというような答弁が先ほどあったと思うのですけれども、この 4 月の時点で違反建築物だという話ですよ。その前もそういう状況が確認されていたというような答弁であったと思うのですけれども、もう一回示してもらっていいでしょうか。

（「26 年の 3 月 31 日に撤去していないというのがわかったっていう」と呼ぶ者あり）

○（建設）建築指導課長

先ほども少しお話したのですが、仮設建築物の許可申請ということで、毎年ドリームビーチ協同組合から提出されていまして、その期間は 1 年間ということで、次の年の 3 月 31 日までに撤去してくださいという許可がまず出ました。そして、次の年になって 3 月にまた次の年の許可申請が提出されていまして、毎年提出されているもので、次の年の 3 月に 4 月 1 日からの次の年の 3 月 31 日までの許可が出るものですから、つなぎ目がなく、3 月 31 日までに撤去して 4 月 1 日からの許可が出ているので、つなぎ目がないもので違反にはなっていないという解釈なのです。

○酒井（隆行）委員

ということは、この 4 月以降は違反の建築物であるよということですね。では、それまでは違反ではなかったという認識でよろしいのですか。

○（建設）建築指導課長

今年に関しましては、4 月 1 日からの許可はおおりていませんので、今年からは違反、それまでは違反ではなかつ

たと。

ただ、違反ではないのですけれども、組合には指導という形では是正するよという話はしております。

○酒井（隆行）委員

少し整理させてもらいたいのですけれども、1年間で建てて壊さなければいけないのですよね、建てて壊さなければいけないのです。それが残ってしまって申請が出たとしても、それはまた違反建築物になると思うのですけれども、要はずっと建てっ放しという状況を先ほどの答弁では確認していたという話もあったと思うのですけれども、もう一回整理して答えてもらっていいですか。

○建設部松木次長

今、委員から御指摘ございましたように、基本的に手続的には許可申請が出て確認申請が出ておりますので、手続的には違反ではございませんけれども、私ども3月31日から4月1日になる段階の中で除却という行為を確認していなかったと。その点についてコンプライアンス委員会から御指摘を受ける中で、本年の3月31日以降に許可申請とかがございませんので、それについての違反という形の中で現在指導をしているということでございます。

○酒井（隆行）委員

ということは、この3月までは違反建築物ではなかったという認識になりますけれども、そういうことでよろしいでしょうか。

○（建設）建築指導課長

おっしゃるとおり3月31日までは違反建築物ではなかったということでございます。

○酒井（隆行）委員

違法ではないという根拠がよくわからないのですが、先ほど言ったように、要は1年間の間にそこに建てて壊すというところがルールだと思うのですよ。それが建てっ放しの状況が、新聞報道ではたしか12年とかという表現をされていたと思うのですけれども、ずっと続いたわけであります。その行為自体は、では違反ではないということですか。

（発言する者あり）

○（建設）建築指導課長

現地は確認していなかったの、それはまずかったのですが、考え方としまして3月31日に壊して、4月1日に建てたというふうにも解釈することができますので。

（「1日で建つわけでないのだから」と呼ぶ者あり）

○酒井（隆行）委員

現地を見られていると思うのですけれども、あれだけの建物を1日で壊して1日で建て直すということは可能なのでしょうか、それも含めて。

○建設部松木次長

今、委員の御指摘がありましておし手続的な建築法上の違反ではございませんで、いわゆる確認申請、それから許可申請を出している中で手続的には違反ではございません。ただ、今、御指摘がございましたように3月31日から4月1日の中で、私どもとして本来はその時点で除却の確認をしなければいけないという中で、それを少し怠っていた部分があって、それをコンプライアンス委員会から御指摘をいただいて、違法ではないけれども、その辺のことが問題あるということで、本年の3月31日から許可違反だという形の中で現在指導させていただいているという状態でございます。

○酒井（隆行）委員

済みません。その少し怠っていたという部分が気になるのですけれども、十何年の部分を少しという表現、そういう表現になるのですか。例えば、それが1回や2回という話ではなく、そこを説明していただければ。

○建設部松木次長

少しという言葉が大変不適切でありました。済みません。

私どもとしましては、今、先ほど何回もお話ししてはいますけれども、手続的なものにつきましてはクリアしてございまして、ただ私どもとしてはきちんと確認をしてなかったという、その点につきましてコンプライアンス委員会から御指摘をさせていただいて、今年から違反処理をさせていただいたという、そういう状況でございます。

○酒井（隆行）委員

もうこれはこれでやめたいと思っているのですけれども、もう一回確認させてください。仮設物の申請ですね、これは1年間の期間があって、建てて壊してまでというのが仮設物の取扱いという部分だと思うのです。十何年間も建てっ放しになっていたと、書類上は問題なかったというお話なのですが、その行為自体は問題ないことだというのでよろしいでしょうか。

○建設部長

法律的な部分につきましては1年間の許可ということで4月1日に建てました。それで1年間、仮設建築物の海の家について、1年間許可できますということで、その間に建てて1年以内に撤去してくださいと、仮設建築物ですから、必ず撤去して建てるということが原則でございます。そういった中で、私どもとすれば、そこら辺の確認が不十分だったということはありますけれども、書類上、手続上は、そういうことで成り立っていたという中で、ただ実際にコンプライアンス委員会から言われていることは、確認が十分でない、3月31日に壊したというお話の中で確認せずに4月1日から許可をしていたということで、それが実質12年間、実質建てられていたということで、その取扱いが適切ではないという指導を受けたという中で、私はこれを改善するということができると除去、除却を指導しています。

それからもう一つは、海の家ですから、当然、ほかの市もそうですけれども、例えば、海水浴期間といいますか、その前後、5月から9月まで、そういった適切な期間をすべきであるというようなこともトータルで考えました中で、今年からはいったんまずは除却していただいて、その中で適切に扱っていただくということで取り扱って、それを今年に入ってからドリームビーチ協同組合にそういう形に今年度からしますということで、ですからそういった中では、まずはいったん除却してくださいということで説明をしたということでございます。

ただ、法律的な許可期限は今年の3月31日まで建設の許可はありますので、その限りにおいては、私どもの法律上、取扱上は違法になっていないということで御理解いただきたいと思えます。

○酒井（隆行）委員

今年の3月31日の境目は、そこは理解できるのです。要は言っているのは、1年前の状況も一緒だと思うのですよ。もう12年間ずっとその状況できたという部分でいくと、そこも含めて、今年4月1日から違反建築物になったという話だというふうに答弁されたと思うのですけれども、聞いているのは、以前の1年前、2年前の状況は違反建築物だったのか、そうではなかったのか、言っていただきたいと思えます。

（「事実上違法建築物だけど、手続上は問題ないということ」と呼ぶ者あり）

（「問題ない」と呼ぶ者あり）

○（建設）建築指導課長

過去12年間、毎年1年ずつその手続が繰り返されてきましたので、過去12年間に関しては違反ではなかったと、手続上なのですけれども、違反ではなかったということでございます。

○酒井（隆行）委員

という話であれば、手続上、問題がなければ、今後も例えば違う海水浴場でそういうことがされても違法ではないということなのですね。

○建設部長

これまでの経過は、そういった事実がございますけれども、これを境に私どもはコンプライアンス委員会からの指導で、適切に処理をするようにということで御指導いただいたところでございますので、それはドリームビーチだけではなく、ほかの施設につきましても同様に扱っていくというふうに考えてございます。

○酒井（隆行）委員

今後の話ではなくて、今日は決算ですので、今までの過程の中でどうだったかということを知っているのだけれども、もう一回回答をお願いします。

○建設部長

これまでにつきましては、繰り返しになりますけれども、私どものほうでは許可の仕方が適切だったかどうか、それにつきましては疑義があるということでコンプライアンス委員会からは指導されておりますけれども、法律の文言といいますか、そういった中で許可をしてきたという中においては、それは私どもが許可をしていることですので、その限りにおいては違反ではないというふうに考えてございます。

○酒井（隆行）委員

聞きたいのは、手続上の違反か違反ではないかという話ではないのです。要は今年ではなくて去年の 4 月 1 日で、決算ですから。その時点では、あの建物は違反だったのか違反ではないのかということを知っているのです。

○建設部長

私ども除却の確認を十分にしたかどうかは別として、平成 26 年 4 月 1 日から建築の許可はしておりますので、その限りにおいては違反ではないということになるかと思えます。

○酒井（隆行）委員

ということは、12 年間あの建物は違反ではないという認識でよろしいですね。

○建設部長

許可の仕方の是非は別として、私どもが許可をしていたという限りでは違反ではないということになります。

○酒井（隆行）委員

であれば、もう少し突っ込んで聞きたいのですけれども、あれは 12 年間、適切な建物だったということでよろしいのでしょうか。

○建設部松木次長

今、部長から話がありましたとおり私どもとしては適切かどうかということで言えば、適切ではなかったというふうに考えてございます。

ただ、私どもとしては、手続的には一応整っている、違反ではございませんので、そういう形の中で今回 3 月、コンプライアンス委員会から御指摘があって、そういう形の 12 年間の中で見過ごしてきた部分があるので、確認を怠ってきた部分があるので、その部分について反省をし、そしてまた 3 月 31 日以降の違反について強力に現在、指導しているということで考えております。

○酒井（隆行）委員

これ以上聞いてもあれなので、私の認識とは少しずれていたかなというふうに思っております。

私は先ほども言ったように、法律というか、手続上の中では、建てて壊すまでがルールであると思うのですけれども、その建てるという部分はクリアしていても、壊すという部分を、例えば手続が 1 年に 1 回だとしても、例えば 12 回ずっと見過ごすということに当たるかというふうに思うのですが、その建物自体、手続上ではないですよ、その建物、建築物、その建築物は、私は違反だったというふうに認識しているのですけれども、手続ではなくて建物についてもう一回回答をもらえますか。

○建設部松木次長

今、委員から御指摘がありましたとおり、私どもとしましては、あくまでも手続的には違反ではなかったというふうにご考えてございまして、ただ先ほど何回も繰り返してございますけれども、コンプライアンス委員会から御指摘がございましたように、3月31日から4月1日の段階における確認ということを長年見過ごしてきたという部分が非常によくなかったというふうにご考えてございます。

○酒井（隆行）委員

ということは、極端な言い方をしますが、所有者というのは、建てたときから除却するまでが所有者の管理だと思っております、建てたときから壊すときまで。でも、極端な話、建てっ放しというのを見過ごしてきた。それを見過ごしたのは、市の担当部局だということできくと、要は今年開設されなかった原因は担当部局にあるというふうに解釈もできるのですけれども、そういうことでよろしいですか。

（「許可していれば合法だ」と呼ぶ者あり）

○建設部松木次長

今年度につきましては、先ほどから何回も繰り返してございますけれども、適正な状態にするということで、3月31日以降の許可が出ておりませんので、当然、私どもとしては建築指導課にあるかということになります。

○委員長

私から、一言申し添えます。

今の問題については、そういう形に責任を建設部のほうでとられるかとられないか、そういうような形で委員は質問しております。その部分についてお答えいただけますか、責任。

○建設部長

ひとつ私どもで申し上げているのは、一連のコンプライアンス委員会からの指摘の中で、私どもとすれば、これまで先ほど酒井隆行委員から何回も御指摘がありますけれども、除却については十分把握していないといった中で、本来的には仮設建築物ですから除却しなければならないという限りでは、確かにいわゆる法理といいいますか、この部分については確かに合っていないので、そういったことで私どもは、そこについては、今回、新年度からは許可の中ではきちんと適応していきますということで、ですから除却については確認させていただきますということで、必ず除却をしてくださいということで、今年に入ってドリームビーチ協同組合に指導したところでございます。それは3月31日まで許可期限がありますから、いつするということではなくて、必ず除却した上で、もう一回許可をとってくださいということで私どもは指導をお願いしてきたということでございます。

その中で、資力とかあるのでしょうかけれども、私どもはそんな厳格化といいいますか、法律の運用といいいますか、それに基づく許可については厳格化をした中で一回除却した上で建てる、建てない、そういったことについてはドリームビーチ協同組合のお話になってくると思いますので、私どもは厳密に許可をしたことによって、私どものせいといいいますか、それで建てられなくなったということは、そういう点、私どもに当たるかということ、それは当たらないのではないかなというふうに思っております。

（「違う。違うって。そういうことを言っているんじゃない」と呼ぶ者あり）

○委員長

理解できますか。今の答弁、ある程度、的は射てると思います。ただ、委員の質問の趣旨としては、なかなか議論がかみ合っていないと私は思っております。その点、もう一度、建設部長、お言葉があればお願いしたいのですが。

○建設部長

繰り返しになりますけれども、海水浴場を開くということ、それから海の家を海水浴場で活用していく、そういったことはまた少し別に考えなければならないという部分であると思っております。海水浴場に必要な施設がもしも

んけれども、それはあると思います。ただ、私どもからいきますと、海の家は違反ですということで申し上げている部分がありますので、海水浴場の開設ということにつきましては、またそれは別に考えなければならないというふうに思っております。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

鈴木委員。

○鈴木委員

今の酒井隆行委員の質問は、私どもはわかるのですね。今まで違反建築物が十数年放置されてきたという認識が我々にもあります。そして、それは市民の皆さんもそう思われており、それは違反建築物を放置したということは違法建築物という考えがあるわけでありまして。今、お答えの中では、違反ではないと、それは海水浴場の開設という、そのことに関しましては、許可したのだから違法ではないという論理なのですね。でも、今、酒井隆行委員がお聞きをしたいのは、それを見逃してそういうふうに行ったことにおいて違反ではないとそちらが言い張る、その根拠がわからないというのは、先ほど言った、ずっと放置し放しで、逆に言うとそのことをきちんと見ないでやった責任もあるのに、その違反建築物であるのを合法にしてしまったそちらの理事者の問題が、責任があるのではないかということを説いているわけです。

今回の 3 月 31 日以降の厳格な、それはもう当然でありますからそうですけれども、今までについての放置したこと、そしてそれをきちんと確認して新たに申請を受理して出さなかった、そういうふうにしてしっかりとやっていけばこのようなことにはならなかったわけでありまして、その責任は確かに過去にそういった方々がやったことありましようけれども、現状はこの建設部が、担当が責任を負っているわけですから、そのことについて責任をどう考えておられますかということを知っているのだと。

ですから、はっきり整理してそのことを答えていただきたい。

○委員長

今、あらあらそういうことがありました。そのことを十分理解した上で御答弁をお願いいたします。

○建設部長

御指摘のとおり 12 年間ですか、除却がされていないということの確認は十分でなかったというふうに思っております。そういった意味で、私どもが適切な行政を行ってこなかったということは事実としてあろうかと思っておりますので御理解いただきたいと思っております。

○委員長

適切ではなかったという事実はありましたという御答弁です。よろしいですか。

それは認められたということで私は判断しますが、いかがですか、酒井隆行委員。

(「委員長、議事進行について」と呼ぶ者あり)

○委員長

安齋委員。

○安齋委員

ちょっとこのままやっても堂々めぐりなので、1 回理事者と委員とで共通理解を図って前向きに質疑ができるように整理していただきたいと思っておりますので、1 回、若干休憩していただけないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

○委員長

それでは、この際、暫時休憩いたします。

休憩 午後 5 時 08 分

再開 午後 5 時 38 分

○委員長

休憩前に引き続き、質疑を再開いたします。

この際、理事者から答弁があります。

○建設部長

先ほどからの海の家関係でございますけれども、答弁に適切さの欠けた部分がございます。

海の家につきましては、建築基準法の手続を行い適法なものでありましたが、長年、実体的には違反状態を見過ごしてきたものというふうに認識しているところでございますので、御理解いただきたいと思っております。

○酒井（隆行）委員

確認なのですが、要は手続上は問題がなかったと。ただ、実体的には違反建築物だったという話でよろしいですか。

○建設部長

おっしゃるとおりです。手続上はきちんとしておりまして、手続上はやっておりましてけれども、仮設建築物ですから除却されていないという限りにおいては違反になるということでございます。

○酒井（隆行）委員

という話になると、実体的には違反建築物だったという話になると、手続上も違反だったという話になると思うのですけれども、どうでしょうか。

○建設部長

除却の部分を見過ごしていたという限りにおいて、私どもの不適切な手続があったというふうに理解しております。

○酒井（隆行）委員

不適切なというのは、具体的にどういうことなのでしょう。要は、実態としては違反状態、違反建築物だったと、結果ですよ、結果としてですよ。実態としては、そういう状況だった。では、結果として、手続にも問題があったということよろしいでしょうか。

○建設部長

私どもとすれば1年間、建設の許可を認めまして、仮設建築物ですから、その上で撤去してくださいということになっていたわけですが、そこについては十分確認していないということ。その限りにおいては、手続的には、私どもでは不備があったかというふうに思っております。

○酒井（隆行）委員

もう一回お願いしたいのですが、結果として、例えばドリームビーチ協同組合ともいろいろお話をされたというふうに思うのですが、組合としては十何年間もこの状態でできたのに、今年いきなり壊してくれという話をされたというふうに私は聞いているのですが、要は違反状態、今まで違反状態だったという話になると、手続上もやはり問題があったということになるかと思うのですが、そこもう一回お願いします。

○建設部長

許可を出すに当たっては、当然、前段の除却があったかどうかを確認するというのが正しいことでございますので、そういったことをしていないということでは手続に瑕疵があったというふうに考えております。

○酒井（隆行）委員

もうこれ以上やりません。納得がなかなかできないような答弁であるのですが、これ以上やりません。

(「サンセット、サンセット」と呼ぶ者あり)

違反建築物の要は相談ですとかパトロールというのもやられているということなので、今後こういうことのないようしっかりとやっていただきたいという要望を添えて、私の質問は終了させていただきます。

○鈴木委員

もう時間も押していますので、私は明日にさせていただきます。

○委員長

自民党の質疑を終結し、共産党に移します。

○高野委員

◎ファミリーサポートセンター事業について

私からは、ファミリーサポートセンター事業について御質問したいと思います。

この事業はいつから開始され、運営はどのようになっているのでしょうか。

○(福祉) 子育て支援課長

ファミリーサポートセンター事業につきましては、平成 23 年 10 月から事業を開始しております。

それから、運営につきましては、NPO 法人北海道子育て支援ワーカーズという団体に業務委託しております。

それから、実際の運営面につきましては、運営に関する拠点として市内に事務所を設置し、当該事務所の開設時間につきましては、月曜日から金曜日の午前 10 時から午後 5 時ということで行っております。

また、時間外につきましては、緊急連絡等は携帯電話等で受電しているという内容で行っております。

○高野委員

平成 24 年度の決算額 590 万 5,130 円、特定財源又は関係収入部分では、国庫補助金は 298 万円、25 年度決算額は 591 万 5,184 円で、道補助金は 295 万 7,000 円、26 年度の決算額は 630 万 7,826 円、国庫補助金 198 万 6,000 円と道の補助金 178 万 6,000 円と記載されておりますが、特定財源の区分が平成 24 年度は国庫補助金で、25 年度は道の補助金になって、26 年度は国庫補助金と道補助金に変わっているのはなぜなのでしょう。

○(福祉) 子育て支援課長

平成 24 年度から 26 年度の特定財源となっております国・道の補助金等の変遷の理由でございますけれども、毎年、厚生労働省で補助メニューの再編と申しますか、そういったものがございまして、24 年度は子育て支援交付金、それから 25 年度は子育て支援対策事業費補助金、それから 26 年度は保育緊急確保事業補助金ということで、変わっているという内容であります。

それで、補助率につきましては、24 年度及び 25 年度については 2 分の 1 ということでございますけれども、26 年度につきましては、27 年度から子ども・子育て支援新制度が始まるということも関連いたしまして補助の方法が異なり、補助率は国・道、それぞれ 3 分の 1 と合わせて 3 分の 2 ということで、24 年度、25 年度と相違したと、そういうようなことでございます。

○高野委員

平成 26 年度の決算ですが、630 万 7,826 円の内訳というのはどうなっているのでしょうか。

○(福祉) 子育て支援課長

決算額の内訳でございますけれども、運営につきましては、業務委託ということで行っておりますので、業務委託料が 629 万 26 円でございます。それから、利用料助成を一部行っている部分がございますので、その金額が 1 万 7,800 円でございます。

○高野委員

平成 25 年度の事業費決算は 591 万 5,184 円に対し、26 年度は 630 万 7,826 円で 39 万 2,642 円も差額があるのですけれども、この差額分というのは何なののでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

それぞれの決算額につきましては、委託料と、その利用料の助成という内容になっております。それで、委託料の関係で平成 25 年度、26 年度を比較いたしますと 41 万 5,192 円ほど増額になっております。

それから、利用料の助成につきましては、同じく比較をいたしますと、26 年度のほうが減少いたしまして、25 年度に比べて 2 万 2,550 円ほど減少をしております。そういったことで差額としては、おっしゃられましたように 39 万 2,642 円ほどということになってございます。

それで、この理由につきましては、委託料が主に増えておりますけれども、それにつきましてはパソコンの専用ソフトをこの年度に導入した関係で 23 万円ほどの支出となっております。

それから、消費税率の改定によりまして 8 パーセントということになりましたので、そういったことで今の増額分が出ているということになっております。

○高野委員

今のお話で平成 26 年度の決算の一部では、市民税非課税の方など利用料の一部の助成も行っているという話があったと思うのですが、こういう助成の対象は、非課税世帯以外でどんな方が対象になるのでしょうか。

また、利用した際に、どのくらいの助成が受けられるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

市町村民税非課税世帯以外の対象となる方につきましては、ひとり親家庭についても助成対象としているところでございます。

それから、助成している額につきましては、日常の預かりと、それから病気緊急時の預かりの利用料が異なっておりますが、その差額分を助成してございまして、金額で申し上げますと 1 時間当たりの利用料で日常の預かりは 600 円、病気緊急時の預かり 900 円となっておりますので、その差額 300 円を助成しているものでございます。

○高野委員

今、日常的な預かりもというお話があったと思うのですが、病気や緊急時には、この非課税世帯又はひとり親世帯の助成になるのではないのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

委員も今おっしゃられましたとおり、この病気緊急時の預かりを利用した際に、その市町村民税非課税の世帯、ひとり親家庭の世帯につきましては、あらかじめ手続をさせていただいて、本来の料金が 1 時間当たり 900 円ですけれども、御本人に御負担いただくのは日常の預かりと同様の 600 円でございます、その差額の 300 円については、市が負担をしていると、そのような内容でございます。

○高野委員

非課税の方ですとか、ひとり親家庭の助成は、病気とか緊急時のときに通常の前分差額を助成するというものでいいのですよね。日常的な預かりではなくて、緊急や病気のときに助成されるということでもいいのですか。

○（福祉）子育て支援課長

委員のおっしゃるとおりでございます。

○高野委員

助成を受ける際に、どのような手続が必要なののでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

あらかじめの手続としまして年に 1 回、対象となる方に登録手続を行っていただいております。

また、ひとり親家庭になるときなどが随時のこともございますので、そういった場合は随時に行っていただくこともございます。

それで、市ではそういう助成対象となります挙証資料などもいただきながら審査をし、助成対象者として登録をしてございます。

それからまた、利用料助成の方法につきましては、先ほどの 1 時間で申しますと 300 円の差額でございますけれども、市が提供会員に支払うという方法によって行っているところでございます。

○高野委員

事務執行状況の説明書には、平成 26 年度提供会員 128 人、依頼会員 279 人、利用状況では 589 件と記載されているのですが、24 年度、25 年度、26 年度の提供会員の人数と依頼会員の人数、また利用件数をそれぞれお知らせください。

○（福祉）子育て支援課長

それでは、提供会員から申し上げます。平成 24 年度 117 人、25 年度 130 人、26 年度 128 人です。

次に、依頼会員、24 年度 193 人、25 年度 243 人、26 年度 279 人。

それから、提供・依頼両方を行うという会員もございまして、24 年度 20 人、25 年度 29 人、26 年度 30 人です。

それから、利用件数につきましては、24 年度は 819 件、25 年度 668 件、26 年度 589 件でございます。

○高野委員

平成 24 年度から 26 年度の 3 年間で提供会員は 11 人、依頼会員は 186 人の増加に対し、利用件数は 24 年度 819 件となっていましたけれども、26 年度の 230 件もマイナスになっているのですよね。提供会員や依頼会員が増えている中で、利用件数が減っている原因はわかりますでしょうか。

また、利用されている方や依頼会員になっている方が、利用されている人と、また依頼会員になっているのだけでも利用されていない、そういう方の利用しにくいと感じていることの問い合わせというのは、今あるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

最初にございました利用件数について、平成 24 年度と 26 年度の 230 件の減少要因でございますけれども、その年度によりまして利用される方々も異なっておりまして、利用される理由も異なる内容となっております。

それで、主なもので申し上げますと、この比較の中で、保育所、幼稚園の登園前の預かりや送り、それから保護者の短時間就労の場合の援助、そういったものが合わせまして大体 520 件ほど減少をしております。

それから反対に、保育所、幼稚園の迎え、それから帰宅後の預かり、学童保育の迎え、帰宅後の預かり、そういったものがおよそ 270 件ほど増加をしております。差し引くと 250 件ぐらいの減少になるのですが、そのほかの理由もございまして増減がございますので、総体を合わせると先ほどございました 230 件の減少となっているものでございます。

それから、利用会員から利用しにくいのではないかというお問い合わせにつきましては、私どもがファミリーサポートセンターの事務所に聞いている限りにおいては、特にそういった声をストレートにお聞きしているということではないというふうに伺っているところでございます。

○高野委員

病気の預かりでファミリーサポートを利用されている件数、また平成 24 年度と 26 年度、それぞれ件数をお知らせください。

○（福祉）子育て支援課長

病気の子供の預かりですけれども、平成 24 年度が 71 件、26 年度が 30 件でございます。

○高野委員

病児保育を実施している他都市の 6 時間利用したときの平均金額の助成、助成以外のそれぞれをお知らせください。

○（福祉）子育て支援課長

10 万市で申し上げますと、病気の子供の預かりを実施しておりますのは、札幌市、旭川市、函館市、江別市、苫小牧市の 5 市となっております。これらの市の 6 時間利用した際の平均額でございますけれども、利用料助成を行わない通常の料金の場合、5 市平均が 5,280 円となります。それから、ちなみに小樽市は 5,400 円となります。

それから、利用料助成を適用した場合の 5 市の平均額でございますけれども 3,120 円であります。ちなみに小樽市は 3,600 円というふうになってございます。

○高野委員

私は、子育てをしている数人の方に仕事等で子供を見ることができないとき、どうしているのかということをお尋ねしたところ、多くの方が祖父母に、身内をお願いする、又はファミリーサポートを利用しているという方が多かったのですが、実際にこういう利用件数が少ないというふうになってきているのは、やはり利用がしづらいつと感じる方が多くなっているのではないかなというふうに感じます。子供が病気のときにファミリーサポートを利用した方は、子供が病気になると通常午前 7 時から午後 7 時までの 1 時間 600 円に対し、病気や緊急時になれば 1 時間 900 円にもなって、6 時間お願いすれば 5,400 円、利用料も 2 人目からは半額といってもかなりの高額になります。日常的な預かりに 1 人 6 時間で 3,600 円、週 1 回 6 時間をお願いすると、月 1 万 4,400 円、利用負担はかなり大きいです。子育てで大変と感じるのが、やはり予想もしない病気ですとか、緊急時に安心して預けられるというところであり、高額で利用したくてもしにくいという声を実際に聞いております。もっと料金を引き下げるべきだと考えますが、いかがでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

利用の多い少ないと申しますか、そういったような動向に関して、料金は全く関係ないというふうには思っておりませんが、大きくは先ほども少し答弁させていただきましたけれども、その時々やはりお使いになる方が、その年度によりまして異なっているということもございまして、それから先ほど一例で、例えば幼稚園などに行く際に送りですとかお迎えですとか、そういったような理由で大きく使われていた関係もございまして、年度が異なって使われなくなるということもございまして、やはりその保護者の方が例えば職場が変わって保護者自身が行けるようになったと、そういうこともありますので、そういった利用状況によるところで、やはり利用件数というのは大きく動いていくのだらうというふうに思っております。

それから、料金の今後の関係でございますけれども、やはりこのファミリーサポートセンター事業自体は、本市において子育てしやすい環境を整備していくという考え方で実施をしているという事業でございますので、先ほども申し上げましたけれども、こういった他市の状況なども今後もよく見てまいりたいと、そのように今考えているところでございます。

○高野委員

地域にファミリーサポートを利用しようとした方が、地域になかなか提供会員がいなくて、提供会員を探すのに 1 日近くかかって、近所にすぐ来てくれる提供会員がいなければ、提供会員が自宅で子供を見てくれるという人がいても、見てくれる方の交通費をさらに利用料以外にも払うことになります。それで、こういうこともあつてなかなか利用したいと思っても、利用できる会員がすぐ近くにいない、またすぐに見つからないとなれば利用しにくいという声も実際にありました。提供会員の地域が多い地域と、また少ない地域というのは、どこになるのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

やはりバスなどでいらっしゃる場合もあるということで、依頼される依頼会員と、それから子供を見る提供会員とのやはりバランスの関係での御質問だというふうに思います。それで、大きく市内を3区分いたしますと、銭函・朝里の東南部地区につきましては、平成27年度当初の数字でありますけれども、依頼会員が79人、提供会員が40人となっておりますので、およそ依頼会員のほうが約2倍という状況でございます。

それから、同じ周辺部で、今度は逆の高島・長橋・塩谷等の北西部地区でございますけれども、ここにつきましては依頼会員が48人、提供会員が22人ですので、同様に依頼会員のほうが2.2倍ほどという状況でございます。

それから、こういった周辺ではなくて中央部といいますか、南小樽、山の手、中央、手宮地区などを合わせますと、依頼会員が147人、提供会員が47人ですので、少し周辺部とは相違しまして約3倍になっております。

○高野委員

提供会員の少ない地域には周知に向けた取組ということは、されているのでしょうか。

○（福祉）子育て支援課長

これまで平成23年度から事業開始をしておりますので、特にこの間もやはり全体的に会員数を拡大をしていくというのがございまして、特に周辺部ですとか中央部ですとか分けたような周知活動は行っていないところでございます。

○高野委員

私自身もやはり小児科ですとか産科とかでもファミリーサポートの提供会員とかのポスターというか、そういう掲示は見たことはあるのですけれども、実際に子育てをしている方は、よくファミリーサポートを耳にすることが多いと思うのですけれども、実際に子育てにかかわっていないといいますか、そういう方はなかなか提供会員を募集しているということもわからないかと思うのです。それは、やはり提供会員が少ない地域には、人が集まる場所、例えば病院の玄関にそういうのを張らせていただくとか、回覧板に入れてもらうとか、そういうことはどうなのでしょう。

○（福祉）子育て支援課長

現状の周知方法につきましては、このファミリーサポートセンター事業の御紹介であるとか、会員募集という内容のチラシを作成いたしまして、保育所、幼稚園、それから市役所、生涯学習プラザ、保健所、ハローワーク、それから依頼会員のかかりつけ医などの地域の医療機関などへ備付けをお願いしております。

それからまた、年2回提供会員の養成講習会というのを開催しておりますが、この開催に係るポスターなども50か所に掲示依頼をしております。そのほか市のホームページ、フェイスブック、それから民間発行の子育て情報誌への掲載依頼、報道各社への報道依頼、それから新聞折り込み紙への掲載などが現状での対応でございます。

今おっしゃられましたように提供会員の確保というのは、やはり今後も継続して行うべき課題というふうに認識しておりますので、現状行っているほかにどういったPRの強化があるのか、引き続き考えてまいりたいというふうに思っております。

○高野委員

実際に、市内でファミリーサポートを利用したいとは思っているけれども、料金が高いですとか、又はすぐの地域に提供会員がいなくて交通費を払わなければいけない、すぐに提供会員が見つからない、そういう声も実際に聞いています。それで2歳児ですとか3歳児がいる家庭で保護者が全く家にいない状態で、子供たちだけで留守番をしている家庭も聞いています。やはりファミリーサポートは子育ての支援といいますか、こういう本当に大切な支援だと私も思っているのですけれども、実際に利用する方がどんどん今減っているという状況でありますから、やはりなかなかファミリーサポートの料金が高いですとか、もっとこういう利用しやすいようにしてほしいという声は、利用している方も頼んでいるわけですから、なかなかそういうことは言いにくいのかなと思うのですけれども、

やはり利用されている方に、利用されてどうですかとか、そういう利用しやすいように聞いたりですとか、実際にそういう利用されている方、また提供会員に登録しているのだけれども利用されていない方の、なぜ利用されていないのかということも分析をして、ぜひ気軽にファミリーサポートが利用できるように改善といいますか、検討していただきたいなと思います。

○（福祉）子育て支援課長

今後の利用の拡大といいますか、できるだけ容易に利用できるよという、そういう趣旨でありますけれども、登録会員と利用件数との差といいますか、そういった関係につきましては、以前、議会でも御指摘がございましたので、本年、3月から4月にかけて、そういったようなことを約190人ほどの方でございますけれども、そういう方々にアンケート調査をしております。そういった内容については、今、分析をしておりますので、また必要なきに報告をさせていただきたいと思っております。そういったような関係のほか、業務としてはNPO法人に委託して運営をしておりますので、できるだけ利用されている方の御意見でありますとか声の把握に市としても努めてまいりたいと、そのように考えているところでございます。

○川畑委員

◎福祉除雪サービス事業について

福祉除雪関係事業についてお聞きします。

決算説明書及び、それから地域福祉課から提出いただいた資料を基にして質問いたしますので、的確な答弁をお願いしたいと思います。

最初に、福祉除雪関係事業の内容を実施主体を含めて説明願いたいと思います。

○（福祉）地域福祉課長

福祉除雪関係事業の内容ということでございますけれども、この事業は、市民税所得割が課税されていない高齢者世帯などで自力での除雪が困難な世帯を対象に行っているもので、次の三つの事業があります。

まず一つ目、福祉除雪サービス事業、これにつきましては社会福祉協議会が実施主体でありますけれども、赤い羽根共同募金の助成金を財源にボランティアなどと連携しながら対象者の玄関先から公道までの幅1メートル程度、年3回まで除雪する事業になっております。

二つ目、屋根雪おろし助成事業でありますけれども、これも社会福祉協議会が実施主体であります、市からの補助金を財源に屋根の雪おろしに要した費用に対して年に1万円を上限に助成する事業であります。

そして、三つ目が置き雪除雪、これは市が実施主体でありまして、市の除雪により登録世帯宅の間口に生じた置き雪を人力で処理する事業であります

なお、これまでこの事業を三つまとめて福祉除雪サービスと呼んでおりましたけれども、ただぶら下がっている事業と同じような言い方で紛らわしいということでありまして、このたび社会福祉協議会と協議し、総称を福祉除雪関係事業と変更させていただきました。これからは、この名称を使わせていただきたいと、このように思っております。

○川畑委員

それで次に、資料によると福祉除雪サービスと屋根の雪おろし助成、この登録世帯数が平成22年度488世帯、それから26年度が721世帯と、この5年間で約1.5倍に増えているわけですが、その要因についてお知らせください。

○（福祉）地域福祉課長

5年間で増えた要因ということでもありますけれども、まず高齢化の進行に伴いまして対象となる高齢者の絶対数が増えております。

それから、この中でも独居を含めて高齢者のみの世帯が増えております。

それから、平成 21 年度までは福祉除雪か、それから屋根の雪おろしかどちらかしか選べなかったのですが、22 年度からは両方選べるようになりまして、それが浸透してきたと。あとはずっと続けておりますので、サービス自体の周知が進んでいると、このようなことが考えられると思っております。

○川畑委員

福祉除雪、それから屋根の雪おろしの実施回数についてですけれども、平成 22 年度と 26 年度を対比すると、回数でいけば 345 回、322 世帯になるわけです。それから、586 回の 552 世帯に実施回数と世帯数が約 1.7 倍に増えているわけですけれども、特に平成 24 年度から 25 年度にかけては 101 世帯が増加しているわけですけれども、その要因について説明していただけますか。

○（福祉）地域福祉課長

登録世帯数が、まず大きく増えておりますので、それに比例して実施回数も当然増えるということで考えております。

それから、また平成 21 年度までは、先ほども答弁させていただきましたけれども、福祉除雪と屋根の雪おろしか、22 年度から両方選べることになって、その周知が進んだこと。

それから、25 年度から社会福祉協議会が福祉除雪サービスの上限回数を、それまで 2 回だったのですけれども 3 回に増やしております。こういったことで周知が進んで、実施回数が増えたのだということで考えております。

○川畑委員

それで次に、登録世帯数と実施世帯数の関係を聞きたいと思うのですが、先ほど述べたように、この 5 年間の比較をしてみると、登録世帯数と実施世帯数が 1.5 倍から 1.7 倍ほどに増えていると。しかし反面、平成 22 年度は 488 世帯の登録に対して 322 世帯で実施され、133 世帯の差があるわけです。このように対比すると、23 年度が 187 世帯、それから 24 年度は 98 世帯、平成 25 年度は 126 世帯、平成 26 年度が 169 世帯と 5 年間の平均をとっても登録世帯数と実施世帯数が 150 世帯ぐらいの乖離があるわけですけれども、登録世帯に対して実施世帯を制限されているのかどうか、その辺についてお答えください。

○（福祉）地域福祉課長

実施回数が登録数を下回る、まず要因をお話しいたしますが、考えられますのが、実施回数というのはどうしてもその年の降雪状況により大きく左右されるということが、まず一つあります。

それから、あと登録をしても実際はサービスを受けずに自力で除雪をしているという方もいらっしゃいますし、また屋根の雪おろしと両方登録できますので、とりあえず両方登録しておく。でも、実際は屋根の雪おろしをやりたくて、屋根の雪おろしの作業を業者をお願いをしたときに、自分の家の周りもやってもらって福祉除雪は利用しなかったというケースがあるということで聞いていますので、これらが主な要因なのですけれども、特に実施世帯の制限を行っているということではございません。

○川畑委員

でしたら、要するに制限はしていないよと、そういうことで捉えてよろしいですね。

それでは、福祉除雪の 1 世帯当たりの実施回数が毎年 1.04 回から 1.07 回ですか、少し細かいのですけれども、これらで推移すると 1 世帯年 1 回が基準となっているのではないかと推測されるのですけれども、その辺はどのようなのでしょうか。

そして、また 1 世帯に複数回実施しているのはどのような場合によるのか、わかればお示してください。

○（福祉）地域福祉課長

福祉除雪サービスは、年に 3 回までということですので、複数回の依頼があった世帯も実際ありますけれども、ほとんどが 1 回しか利用しなかったという結果がこのようになっている状況であります。特に 1 回というこ

とで、それを基準にしているわけではありません。

○川畑委員

たまたま伺うと、1 回しかできないのではないかと誤解されている人もいるようなので、その辺を周知徹底していただきたいなと思います。

次に、決算説明書で民生費の福祉除雪サービス事業補助金として、平成 23 年度では 469 万 5,000 円、それから 24 年度では 509 万 7,000 円、25 年度が 677 万 4,000 円、そして 26 年度が 564 万円と計上をされているわけですが、25 年度から大幅に決算額が増えているのですが、その理由について説明してくれますか。

○（福祉）地域福祉課長

決算額が大幅に平成 25 年度が増えているということでもありますけれども、これについては 23 年度までは置き雪除雪、これは建設部で所管をしておりました。24 年度から福祉部で所管をしておりますが、ただこの年については、予算がまだ建設部に残っております。それで、25 年度からなのですけれども、予算も含めて福祉部ということになりましたので、置き雪除雪の経費が増えて決算額も増えているということでございます。

○川畑委員

それで、平成 25 年度から置き雪除雪の予算が福祉部で計上されているということなわけですが、26 年度を解析すれば、福祉除雪サービス事業補助金決算額の 564 万円から屋根の雪おろし助成事業の補助金 404 万 5,000 円を差し引いた金額 159 万 5,000 円が、置き雪除雪に要した経費となると思います。それで、置き雪除雪の経費に関連して、25 年度は 261 世帯で約 250 万円、そして 26 年度は 302 世帯で 159 万円となるわけですが、実施世帯が増えているにもかかわらず決算額が減っているというのは、どういうことなのかお答えください。

○（建設）雪対策課長

実施世帯と費用の関係についてでございますけれども、まずこの実施世帯につきましては、平成 25 年度 261 世帯から 26 年度 302 世帯に増えているということなのですが、26 年度につきましては、冬の後半につきまして結構暖冬になったということで、実際に費用のほうは登録世帯、実施世帯というよりも実際に置き雪をやった回数、こちらに相関して費用がかかってきますが、26 年度の場合、後半、暖気によって除雪という回数も少し減っているということもあって、置き雪の処理自体の作業が減ったということで金額が減少しているというのが一つの要因でございます。

○川畑委員

それで、資料によると平成 23 年度から置き雪除雪の登録世帯が増えているわけですが、資料は 22 年度と 23 年度で「置き雪対策の実施に関するお願いについて」という文書を発送しているわけですが、置き雪除雪の実施の意思確認を行っているわけですが、2 年間で周知が進んだこともあると思うのですが、市民の願いも合致して希望する世帯が増えたのではないかというふうに捉えているわけですが、その点はどのように分析をしているのですか。

○（福祉）地域福祉課長

まず、平成 23 年度から対象路線が拡大しているということもありますけれども、委員のおっしゃるとおり周知が非常に進んだということで登録世帯が増えた、これが主な要因だということで認識しております。

○川畑委員

先ほどの文書では、平成 19 年度より置き雪対策を実施してきたというふうには書いてありました。社会福祉協議会の福祉除雪制度と連携を図って、福祉除雪登録世帯を対象に置き雪対策を実施するとありました。社会福祉協議会が保有している対象名簿によって案内されたのではないかと思うのですが、その後の置き雪除雪の世帯登録はどのように進めているのかお示してください。

○（福祉）地域福祉課長

委員のおっしゃるその文書なのですけれども、これは雪対策課で福祉除雪の登録世帯から除雪対象路線に面している世帯を抽出し、送ったものだという事で聞いております。その後の置き雪除雪の世帯登録についてなのですが、社会福祉協議会が前年度の福祉除雪サービスの登録者に申込書の申込みの案内をお送りしますので、それに合わせて市でも置き雪除雪の案内を一緒に送付しております。

あと新規の方については民生・児童委員を通じて申請してもらおうということになっております。

○川畑委員

この置き雪の関係では、最後にしたいと思いますが、今年の除雪計画が示されておりますけれども、その中で除雪出動の基準が第 2 種路線で降雪 15 センチメートルから 10 センチメートルと変更があるわけです。出動回数が増えるということになれば、置き雪費用も当然増えることになるのではないかとこのように私は思うのですが、その辺については意見を聞かせてください。

○（福祉）地域福祉課長

委員のおっしゃるとおり除雪の出動回数が増えることで、置き雪除雪の費用も増える可能性はあるかと思っております。

なお、今年度の予算については、第 2 回定例会で計上しておりますので、除雪の出動基準の見直しの前に計上されたものでありまして、昨年度と同額になっております。ただ、最終的には雪の降りぐあいによって決算額が変わるものですから、最終的にもし足りなくなったということになった場合は、建設部、それから財政部とも相談しながら対応について考えたいと、このように思っております。

○川畑委員

◎国民健康保険料について

事務執行状況説明書の 54 ページに保険料の資料があるわけですが、補足するために資料請求をさせていただきました。皆さんの手元にもあると思いますけれども、それに基づきながら質問をさせていただきます。

今年 5 月 13 日の参議院本会議で、日本共産党の小池晃議員が改悪されている医療保険制度についてただしているわけです。その中で、国保料について全国では年間所得 250 万円の 4 人家族に年間 45 万円の保険料というケースもあると。負担能力を超える保険料が国民生活を脅かしていることを明らかにしていたわけです。

それで、質問しますけれども、小樽市の平成 27 年度保険料は、年間所得 250 万円の 4 人家族でどれくらいになっているのか、説明してくれますか。

○（医療保険）国保年金課長

所得が 250 万円で 4 人世帯の国保料の試算についてということでございますけれども、世帯の年齢構成によりまして保険料が変わりますので、二つのケースでお答えをさせていただきます。

一つ目ですけれども、夫婦 2 人、子供 2 人で、夫婦の年齢がともに 40 歳から 64 歳で、これは介護保険料分がかかる世帯でございます。この場合は年額で 58 万 8,100 円となります。

二つ目のケースですが、世帯 4 人全員が 39 歳以下で介護保険料分がかからない世帯の場合、これは年額で 47 万 1,870 円となります。

○川畑委員

介護保険料なしで 47 万 1,000 円くらいかかるということなので、小樽市の国保料が全国的に比較しても高い状況にあるのはなぜなのか、その辺について答えていただけますか。

○（医療保険）国保年金課長

高い理由でございますけれども、やはり一番大きな要因といたしましては、医療費が多くかかっていることと考えております。平成 25 年度になりますけれども、1 人当たりの医療費を見ますと小樽市は 44 万 4,000 円ぐらいとなります。北海道平均は 36 万 4,000 円ぐらいですので、約 8 万円ほど多い状況です。ただ、全国平均に比べますと、

全国平均が 32 万 4,500 円ぐらいですので、12 万円ほど多く医療費がかかっているという状況でございますので、こういう状況を考えますと、どうしても被保険者の方の負担も多くならざるを得ないという状況と考えております。

○川畑委員

予算特別委員会で私も質問したのですが、基金が今 1 億 8,000 万円くらいになっているという決算の報告がありました。そのことを確認しているわけですが、小樽市が全国的に一定程度高い、その条件は確かにありますよね、構成年齢がうんぬんとか、あるいは低所得者が多いとか、そういった関係はあるのですが、やはりこの基金を取り崩して保険料を引き下げることをご検討くださるよう、この場で申し添えておきたい、そういうように思います。これについては答弁しなくても結構です。

それで次の質問に行きます。

2014 年 6 月時点で、国保料の滞納数が全国で 360 万世帯を超えて加入者全体の 17 パーセントを占めているという報告があります。本市での保険料の現年度滞納が平成 22 年度と 26 年度で比較すると、694 万円減少しているわけですが、平成 25 年度と 26 年度の滞納状況について、滞納者の割合についてお示してください。

○（医療保険）保険収納課長

平成 25 年と 26 年の滞納者の関係でございます。25 年度の現年分ということでお答えさせていただきます。滞納世帯数につきましては、1,869 世帯、加入者世帯が 2 万 1,000 世帯、滞納の割合ですが、8.9 パーセント、平成 26 年度滞納世帯数 1,640 世帯、加入者世帯数が 2 万 412 世帯、滞納の世帯の割合ですが、8.03 パーセントでございます。

○川畑委員

それでは、介護保険の問題についてお聞きします。

平成 22 年度と 26 年度を比較して現年度分、そして滞納繰越分も滞納額が増えているわけですが、その要因は何でしょうか、それを聞かせてください。

そしてまた、滞納人数は先ほど言った比較でもって増えているのかどうか、それも一緒に答えていただきたいと思っております。

それから、26 年度の現年度の滞納数と加入者に占める割合で知らせていただきたいと思っております。

○（医療保険）保険収納課長

介護保険料の関係でございますけれども、滞納額が増えているということでございます。これにつきましては、介護保険は被保険者 65 歳以上ということで、所得が年金ということで大変所得が低い状況にあります。そういった中で保険料、健康保険料と介護保険料を支払う中で、健康保険料を優先して支払っているというような傾向にあると考えております。

平成 22 年度と 26 年度の比較で申し上げますと、滞納者数が 22 年度が 985 人、26 年度が 876 人ということで、マイナスの 109 人でございます。

それと、滞納の割合でございますけれども、22 年度が滞納者数が 985 人、加入者世帯数が 4 万 1,781 で 26 年度が滞納者数が 876 人、加入者世帯数が 4 万 5,159、割合が 1.94 でございます。22 年度が 2.36 でございます。

○川畑委員

その数字よりも、要するに平成 22 年度と 26 年度の比較で増えているのかどうかということ、まず聞きたかったのです。

○（医療保険）保険収納課長

人数につきましても、世帯割合も減っている状況でございます。

○川畑委員

減っているということなのではございますけれども、滞納の要因というか、保険料の上昇が一つにあると思うのです。それ

と収入の減少も背景の中にあるのだらうと、そういうことを私どもは捉えているわけで、ですから基金の積立てを優先するのではなくて保険料を引き下げさせていただきたいというのが私のお願いでございます。

資格証明書とか短期被保険者証の発行について伺いたかったわけですが、完納できない世帯には正規の保険証にかわって資格証明書とか短期被保険者証が発行されているわけです。これは、実際はやはり一つの制裁だろうというふうに私たちは捉えているのです。それで資格証明書の発行は全国で見ると 26 万 4,500 世帯あるそうです。短期被保険者証も発行されたのは、約 114 万 3,300 世帯と報告があります。この中では、全日本民主医療機関連合会に加盟している全国の病院でもって約 658 市の診療所等も含めて対象した調査を行っているわけですが、その調査によれば、お金がなくて医療機関への受診が遅れて死亡した人が、2014 年の 1 年間で 56 人いたと、そういう報告がありました。

本市において、国保の資格証等の該当世帯数については、平成 23 年度と 27 年度を対比すると、資格証は 261 世帯から 131 世帯と半減しているわけです。短期証の発行では 3 か月、6 か月合わせて 752 世帯から 483 世帯と約 64 パーセントに減少しています。これはうれしいことだと思うのですが、しかし平成 27 年度においても資格証、短期証合わせて 614 世帯もあるわけです。ですから、その資格証は医療機関の窓口でもって 10 割全額支払となるわけですから、どんなにぐあいが悪くても受診を我慢して手遅れとなって死亡する事態が先ほど言ったようにあるわけですから、人道的にも対処が必要ではないだらうかと、その対処をどのように検討されているか、検討の材料があれば聞かせていただきたいと思えます。

○（医療保険）保険収納課長

資格証が交付されている方につきましては、例えば窓口において当該世帯の被保険者が、例えば医療機関にかかる必要がある。なおかつ医療機関で一時支払が不可能と、こういったときには特別な事情があることに準じて市のほうで短期被保険者証を交付することができることになっています。したがって、例えば資格証を交付されている方が窓口に来て相談していただければ、その状況を把握しながら適切に対応してまいりたいと考えております。

○川畑委員

では、まとめて 2 点だけ質問させてください。

同一人だとか世帯が短期被保険者証及び保険者の資格証の継続されている場合があるのではないかと思います。そのことがあれば答えてほしいのが一つ。

もう一つは、差押えは別の関係なのだけれども、差押えをした形跡があるのですが、1 件当たりの最低額、それと最高額を示してほしいのです。

○（医療保険）保険収納課長

平成 27 年の 6 月更新時の資格証が 131 世帯、このうち前回の更新のときも資格証の方が 56 世帯でございます。

短期証につきましては 480 世帯、これは 6 か月証と 3 か月証合わせた数字ですが、前回も同じく短期被保険者証だった世帯が 214 世帯でございます。

差押えの 1 件当たりの最高、最低額についてでございますけれども、最高額につきましては 47 万 8,100 円でございます。最低額は 30 円でございます。

○川畑委員

これで終わりますけれども、1 件 30 円の差押えというのは、やはり考えてみるべきではないのかと。

○（医療保険）保険収納課長

この方につきましては、既に市外に転居しております、その際に滞納額が 30 円残っております。これにつきまして預貯金調査をいたしまして、30 円を差し押さえた、こういった経過でございます。

○委員長

以上をもって質疑を終結し、本日はこれをもって散会いたします。